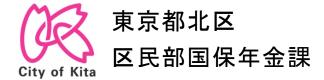
北区の国保

平成27年度版 (平成26年度実績)



目 次

第 1	組織と事務分掌 ・・・・・・・・・・・ 2
第 2	国民健康保険運営協議会3
第 3	被保険者 · · · · · · 4
第 4	給付状況12
第 5	保険料32
第 6	財政 41
第 7	特定健康診查・特定保健指導 ···· 46
第8	保健事業 … 48
第 9	趣旨普及 … 49
第 10	北区国民健康保険事業の歩み ・・・・・ 52

第1 組織と事務分掌

平成 27 年 4 月 1 日現在 ()内は短時間再任用、再雇用、非常勤職員の再掲

国保年金課長

庶務係 13名 (2名)

- ○国民健康保険特別会計に関すること。
- ○国民健康保険の企画、普及及び統計に関すること。
- ○国民健康保険運営協議会に関すること。
- ○国民健康保険団体連合会に関すること。
- ○国民健康保険の保健事業に関すること。
- ○特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
- ○特定健康診査及び特定保健指導の計画、評価並びに統計に関すること。
- ○課内他の係に属しないこと。

国保資格係 16名 (1名)

- ○国民健康保険被保険者の資格の得喪に関すること。
- ○国民健康保険被保険者証に関すること。
- ○国民健康保険保険料の賦課に関すること。
- ○国民健康保険保険料の減免に関すること。

国保給付係 14名 (2名)

- ○医療給付に関すること。
- ○一部負担金の減免及び徴収猶予に関すること。
- ○第三者行為に係る求償事務に関すること。
- ○診療報酬に関すること。
- ○高額療養費貸付金に関すること。

国保保険料係 21名 (3名)

- ○国民健康保険その他徴収金の収納及び集計に関すること。
- ○国民健康保険保険料の口座振替に関すること。
- ○国民健康保険保険料の還付及び充当に関すること。
- ○国民健康保険保険料その他徴収金の滞納整理に関すること。
- ○国民健康保険の被保険者実態調査に関すること。
- ○国民健康保険料の徴収の嘱託及び受託に関すること。
- ○国民健康保険保険料の滞納処分及び差押財産の換価処分に関すること。
- ○国民健康保険保険料の徴収猶予及び滞納処分の停止に関すること。

高齢医療係 11名

- ○後期高齢者医療に関すること(東京都後期高齢者医療広域連合が所管する事務を除く。)。
- ○旧老人保健法の医療に関すること。

年金係 18名 (2名)

- ○国民年金の企画及び普及に関すること。
- ○拠出制国民年金の統計及び報告に関すること。
- ○国民年金の相談及び指導に関すること。
- ○国民年金被保険者の資格得喪及び諸届の受理並びに送達に関すること。
- ○国民年金保険料の免除に関すること。
- ○国民年金の受給に関すること。
- ○福祉年金に関すること。

第2 国民健康保険運営協議会

1 審議内容

東京都北区国民健康保険運営協議会は、区長の諮問に応じて次の事項を審議する。

- (1) 国民健康保険に関する条例、規則等の制定及び改廃に関すること
- (2) 療養の給付の充実及び改善に関すること
- (3) 保険料の賦課徴収方法に関すること
- (4) 前各号のほか、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項

2 東京都北区国民健康保険運営協議会委員

平成27年4月1日現在

被保険者を 代表する委員	保険医又は保険薬剤師を 代表する委員	公益を代表する委員
新田 惠美子	河村 雅明 (東京都北区医師会)	眞庭 成子
堀木 眞佐枝	金丸 峯雄 (東京都北区医師会)	小澤 浩子
板鼻 實	大塚 博司 (東京都北区医師会)	大室 洋昭
尾花 秀雄	鈴木 達也 (東京都北歯科医師会)	石和 信人
和氣 よしえ	橋本 洋子 (東京都滝野川歯科医師会)	戸枝 大幸(北区議会)
内海 幸子	野口 修(北区薬剤師会)	青木 博子(北区議会)

()内は推薦母体

3 平成 26 年度審議事項

第1回 平成27年2月20日開催

(1) 諮問事項

東京都北区国民健康保険条例の一部改正について

第3 被保険者

1 被保険者

(1) 被保険者

北区に住所を有する者は、国民健康保険法第5条の規定により本人の意思にかかわらず、北区国民健康保険の被保険者となる。

ただし、次のいずれかに該当する者は国民健康保険に加入できない。

- ① 健康保険法の被保険者とその被扶養者
- ② 船員保険法の被保険者とその被扶養者
- ③ 国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員とその被扶養者
- ④ 地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員とその被扶養者
- ⑤ 私立学校教職員共済制度の加入者とその被扶養者
- ⑥ 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者(後期高齢者医療制度の被保険者)
- ⑦ 生活保護受給者
- ⑧ 国民健康保険組合の被保険者
- ⑨ 住民票がない外国人及び決定された在留資格が3か月以下又は在留 資格を有しない外国人
- ⑩ 在留資格が「特定活動」である医療目的の外国人
- Ⅲ その他法令又は条例により適用除外とされている者

(2) 退職被保険者等

会社などに勤めていた者が定年退職等で被用者保険から国民健康保険 へ移行すると国民健康保険の医療費負担が急増するので、これを緩和する ために設けられたのが退職者医療制度である。

退職者医療制度の被保険者となるのは、国民健康保険加入者で、厚生年金や共済組合などの老齢又は退職を支給事由とする年金の受給権があり、これらの年金制度の加入期間が20年以上又は40歳以降10年以上ある者である。

退職者医療制度の適用を受けるのは、退職者医療被保険者とその被扶養者である。(以下、両者を合わせて「退職被保険者等」という。また、「退職被保険者等」以外の被保険者を「一般被保険者」という。)

退職者医療制度に必要な財源は、退職被保険者の保険料と被用者保険の 保険者からの拠出金で賄われている。

拠出金と交付金の事務は社会保険診療報酬支払基金が行い、被用者保険

の保険者から「療養給付費等拠出金」と「事務費拠出金」を徴収し、区市 町村に「療養給付費等交付金」を交付する。

退職者医療制度は昭和59年10月から開始され、開始当初、退職被保険者の自己負担割合は従前に加入していた被用者保険と同じ2割であった。一般被保険者の自己負担割合が3割であったので退職被保険者にとってはメリットがあったが、平成15年4月からは自己負担割合が3割となり、一般被保険者と同じになった。

退職者医療制度は、平成20年度の新たな高齢者医療制度の創設に伴い廃止されたが、制度の円滑な移行を図るため、平成26年度までは経過措置として65歳未満の退職者を対象として退職被保険者の新規適用を行ってきた。平成27年度以降は、その退職被保険者全員が65歳到達等により一般被保険者となるまで退職者医療制度を存続させることになっている。

なお、65歳以上の者については、平成20年度から前期高齢者制度と後期 高齢者制度が始まり、保険者間における医療費負担の不均衡について調整 が図られている。

(3) 前期高齢者・後期高齢者

65 歳以上 75 歳未満の者を前期高齢者といい、75 歳以上の者を後期高齢者という。

前期高齢者については、前期高齢者の偏在による医療費負担の不均衡を 調整するため、各保険者が前期高齢者の加入者数に応じて医療費負担の調 整を行っている。

負担調整の事務は社会保険診療報酬支払基金が行い、各保険者から「前期高齢者納付金」と「事務費拠出金」を徴収し、前期高齢者数が全国平均を上回る保険者に対し「前期高齢者交付金」を交付する。

後期高齢者と 65 歳以上の障害者で後期高齢者医療広域連合から認定を 受けた者は、平成 20 年 4 月から始まった後期高齢者医療制度の被保険者 となる。

後期高齢者医療制度の財源は、1割が後期高齢者医療制度の被保険者から徴収する保険料、4割が各保険者から拠出される支援金、5割が公費となっている。

(4) 70 歳以上の被保険者

後期高齢者医療制度の被保険者である障害者を除き、70歳から74歳の者には「高齢受給者証」が交付される。これを「被保険者証」とともに医療機関の窓口に提示することにより、医療費の自己負担割合を軽減できる。

自己負担割合は、所得区分が現役並みの被保険者が3割である。それ以外の所得区分の被保険者は、平成20年4月から2割になったが、特例措置により平成26年3月31日まで1割に据え置かれた。

平成 26 年 4 月以降は、新たに 70 歳に達する者から 2 割とし、既に 70 歳に達していた者は、75 歳になるまで引き続き 1 割に据え置かれる。

(5) 老人保健医療被保険者(平成20年3月末日終了)

老人保健医療制度は、平成 20 年 4 月 1 日から後期高齢者医療制度に移 行したために廃止となった。

ただし、医療費の過誤調整等のため、経過措置により一般会計に移した うえで継続している。

(6) 介護保険被保険者

40 歳以上の者は介護保険に加入しなければならないことになっており、 第1号被保険者(65歳以上の者)と第2号被保険者(40歳から64歳まで の者)とがある。

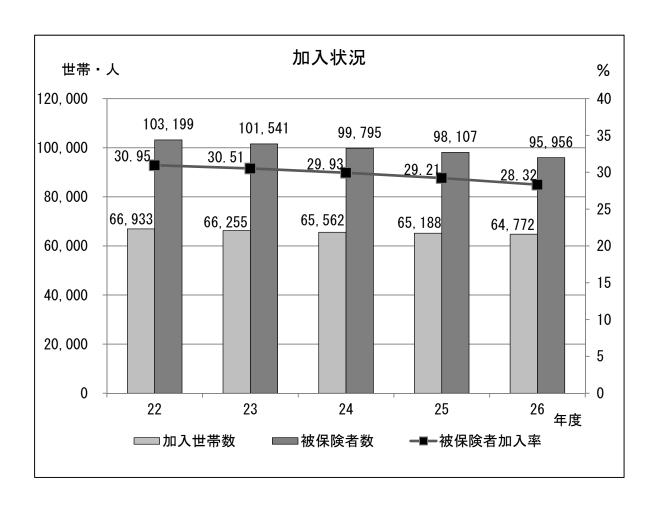
第2号被保険者の介護保険料は、医療保険の保険料と合わせて徴収される。

2 世帯数・被保険者数・加入率

加入状況 年度末現在

左车	北区		国民健康保険加入者		加入率		
年度	世帯数	人口 (人)	世帯数	被保険者数(人)	世帯加入率(%)	被保険者加入率 (%)	
22	168, 730	333, 461	66, 933	103, 199	39. 67	30. 95	
23	169, 872	332, 758	66, 255	101, 541	39.00	30. 51	
24	179, 169	333, 406	65, 562	99, 795	36. 59	29. 93	
25	181, 348	335, 818	65, 188	98, 107	35. 95	29. 21	
26	184, 300	338, 854	64, 772	95, 956	35. 14	28. 32	

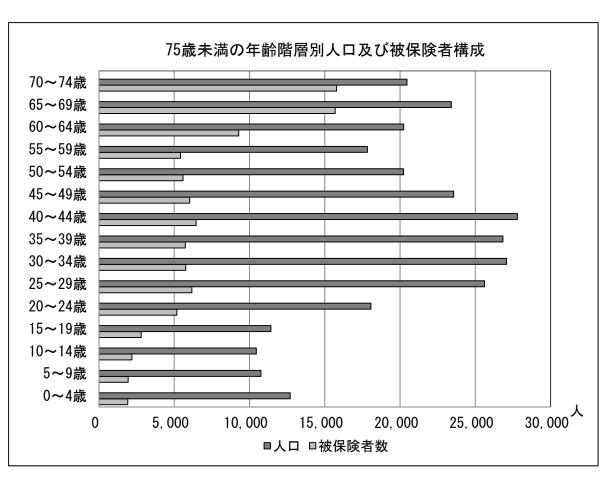
- ※被保険者数は年度末(3月31日)現在。人口は翌日の4月1日現在。
- ※世帯数については、平成23年度以前は外国人を含まない数値、平成24年度以降は外国人を含む数値である。



75 歳未満の年齢階層別人口及び被保険者数

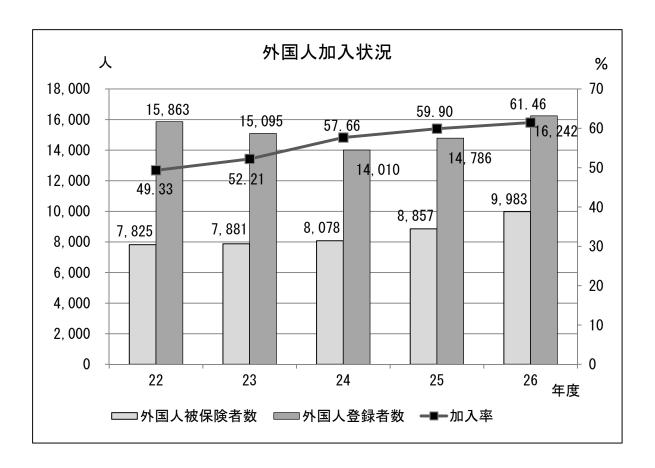
年度末現在

区 分	人口 (人)	被保険者数(人)	加入率(%)
0~4歳	12, 707	1, 917	15. 09
5~9歳	10, 763	1, 944	18. 06
10~14 歳	10, 456	2, 191	20. 95
15~19 歳	11, 420	2,808	24. 59
20~24 歳	18, 067	5, 174	28. 64
25~29 歳	25, 614	6, 175	24. 11
30~34 歳	27, 075	5, 765	21. 29
35~39 歳	26, 830	5, 739	21. 39
40~44 歳	27, 796	6, 454	23. 22
45~49 歳	23, 564	6, 028	25. 58
50~54 歳	20, 232	5, 586	27. 61
55~59 歳	17, 833	5, 419	30. 39
60~64 歳	20, 242	9, 282	45. 86
65~69 歳	23, 406	15, 691	67.04
70~74 歳	20, 458	15, 783	77. 15
合 計	296, 463	95, 956	32. 37



外国人加入状況 年度末現在

年度	外国人登録者数(人)	国民健康保険加入者数(人)	加入率(%)
22	15, 863	7,825	49. 33
23	15, 095	7, 881	52. 21
24	14, 010	8,078	57. 66
25	14, 786	8, 857	59. 90
26	16, 242	9, 983	61. 46

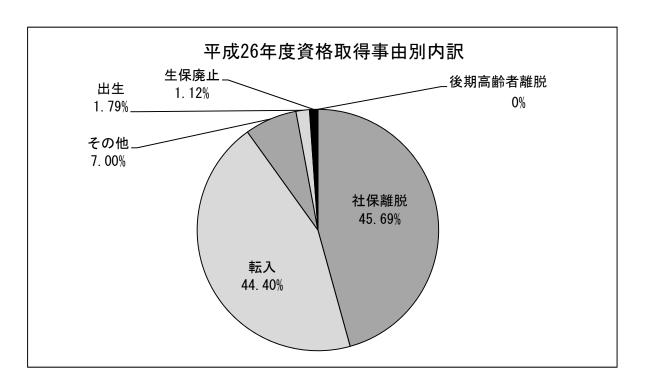


3 被保険者資格得喪事由

資格取得事由内訳 単位 人

年度	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者離脱	その他	計
22	7, 586	10,670	232	428	3	1,633	20, 552
23	7, 469	10, 274	274	380	1	1,833	20, 231
24	7, 566	10, 059	298	432	0	1, 478	19, 833
25	8, 480	9, 789	259	415	0	1,578	20, 521
26	9, 153	9, 420	231	370	0	1, 443	20,617

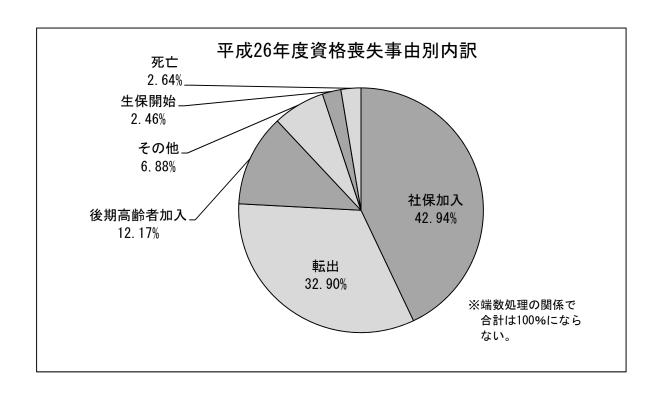
※後期高齢者離脱とは、65歳~74歳の障害者が一旦後期高齢者医療制度に加入したが、その後、 国民健康保険に戻って資格を得た場合をいう。



資格喪失事由内訳

単位 人

年度	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者加入	その他	計
22	7, 533	8, 022	997	706	3, 145	1, 438	21, 841
23	7, 483	8, 192	962	589	3, 025	1,638	21, 889
24	6, 835	8, 493	761	585	3, 069	1,836	21, 579
25	7, 411	9, 244	689	615	2, 593	1,657	22, 209
26	7, 491	9, 777	561	600	2, 772	1, 567	22, 768



第4 給付状況

1 保険給付

保険給付の種類

法定給付	絶対的必要給付	療養の給付、療養費、移送費、高額療養費、高額介 護合算療養費、入院時食事療養費、保険外併用療養 費、訪問看護療養費、特別療養費
	相対的必要給付	出産育児一時金、葬祭費
任意給付	条例等が根拠	結核医療給付金、精神医療給付金

^{※「}訪問看護療養費」は、居宅において継続して療養を受ける状態にある者が、医師の指示 に基づき指定訪問看護事業者の行う指定訪問看護(現物給付)を受けた場合に支給する。

2 療養の給付(現物給付)

(1) 種類

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療
- ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

(2) 一部負担金

年齢	一部負担金の割合
就学前児童	2 割
就学児童から 70 歳未満	3 割
70 歳以上 75 歳未満	2割(平成26年3月31日までに 70歳に達していた者は1割に据置) 又は3割

^{※「}特別療養費」は、「被保険者資格証明書」(保険料滞納等の理由により「被保険者証」 の代わりに交付される証明書)で受診し、医療費を全額自己負担した場合、申請すること により、医療費の自己負担分を除いた額を支給する。

- (3) 国民健康保険で受けられない診療
 - ① 病気とみなされないもの(美容整形、正常な妊娠・出産、健康診断、 予防注射等)
 - ② 仕事上のケガや病気 (労災保険適用)
 - ③ その他(けんか、犯罪によるケガや病気)

(4) 国民健康保険と交通事故

交通事故の被害者の治療費は加害者が負担すべきものであるが、それができない事情があるときは、一旦国民健康保険を使って治療を受け、後で国民健康保険が加害者に費用を求償することができる。

3 療養費 (現金給付)

下記の場合、被保険者が医療費を 10 割支払った後、給付割合に応じた額を被保険者に支給する。

- (1) 緊急のときや旅行先等、やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで治療を受けたとき
- (2) 生血を輸血したとき (第三者に限る)
- (3) コルセット等治療用装具を購入したとき
- (4) 骨折やねんざなどで柔道整復師による施術を受けたとき
- (5) 医師が治療上必要と認め、マッサージ・はり・きゅうの施術を受けたとき
- (6) 海外渡航中に急な病気やケガで治療を受けたとき

4 移送費

病気やケガで移動が困難なため、医師の指示により緊急やむを得ず移送され、 かつ保険者が必要と認めた場合に支給する。

療養諸費 5

療養諸費(療養の給付、療養費、移送費の合計)

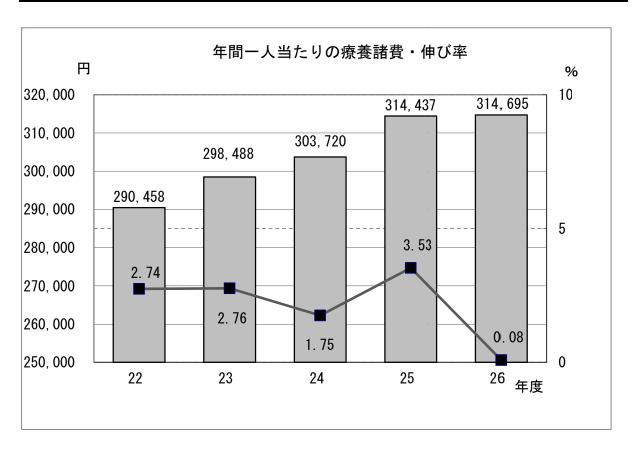
	≡度/ 区分	費用額 <a> (円)	保険者負担分 (円)	一部負担分 (円)	他法負担分 (円)	費用額 伸び率 (%)
	一般	28, 771, 754, 499	20, 970, 265, 223	6, 812, 821, 663	988, 667, 613	2.00
22	退職	1, 602, 915, 019	1, 120, 851, 846	463, 772, 284	18, 290, 889	6.71
	計	30, 374, 669, 518	22, 091, 117, 069	7, 276, 593, 947	1, 006, 958, 502	2. 24
	一般	28, 998, 450, 245	21, 145, 925, 482	6, 636, 146, 472	1, 216, 378, 291	0.79
23	退職	1, 674, 734, 443	1, 171, 854, 026	473, 127, 251	29, 753, 166	4.48
	計	30, 673, 184, 688	22, 317, 779, 508	7, 109, 273, 723	1, 246, 131, 457	0.98
	一般	29, 172, 299, 743	21, 289, 592, 576	6, 499, 625, 780	1, 383, 081, 387	0.60
24	退職	1, 554, 737, 911	1, 087, 784, 047	429, 710, 013	37, 243, 851	-7.17
	計	30, 727, 037, 654	22, 377, 376, 623	6, 929, 335, 793	1, 420, 325, 238	0.18
	一般	29, 847, 962, 291	21, 784, 164, 504	6, 653, 926, 001	1, 409, 871, 786	2.32
25	退職	1, 406, 793, 534	984, 239, 218	384, 966, 908	37, 587, 408	-9.52
	計	31, 254, 755, 825	22, 768, 403, 722	7, 038, 892, 909	1, 447, 459, 194	1.72
	一般	29, 647, 587, 329	21, 656, 261, 669	6, 591, 687, 858	1, 399, 637, 802	-0.67
26	退職	1, 066, 027, 239	745, 796, 842	287, 507, 380	32, 723, 017	-24. 22
	計	30, 713, 614, 568	22, 402, 058, 511	6, 879, 195, 238	1, 432, 360, 819	-1.73

[※]一部負担分とは、被保険者が医療機関に支払った医療費のことをいう。

[※]他法負担分とは、法律、条例等に基づく公費負担分のことをいう。 ※平成20年度以降の他法負担分には、指定公費負担医療(70歳以上75歳未満の医療費窓口負 担が1割から2割に引き上げられたが、1割に据え置くために国が財政措置したもの)を含 む。

年度	/区分	年間平均被保険者数 〈B〉 (人)	受診件数 <c> (件)</c>	年間一人当たりの受診件数 <c b=""> (件)</c>
		17.77		. ,,,,,
	一般	100, 922	1, 514, 972	15. 01
22	退職	3, 653	74, 440	20. 38
	計	104, 575	1, 589, 412	15. 20
	一般	99, 089	1, 506, 704	15. 21
23	退職	3, 673	76, 861	20. 93
	計	102, 762	1, 583, 565	15. 41
	一般	97, 604	1, 506, 346	15. 43
24	退職	3, 565	72, 155	20. 24
	計	101, 169	1, 578, 501	15.60
	一般	96, 271	1, 494, 446	15. 52
25	退職	3, 128	62, 767	20.07
	計	99, 399	1, 557, 213	15.67
	一般	94, 977	1, 480, 456	15. 59
26	退職	2, 621	51, 763	19.75
	計	97, 598	1, 532, 219	15. 70

年度	/区分	年間一人当たりの 療養諸費 (円)	年間一件当たりの 療養諸費 (円)	年間一人当たりの 療養諸費の伸び率 (%)
	一般	285, 089	18, 992	2. 37
22	退職	438, 794	21, 533	11. 27
	全体	290, 458	19, 111	2.74
	一般	292, 651	19, 246	2. 65
23	退職	455, 958	21, 789	3. 91
	全体	298, 488	19, 370	2. 76
	一般	298, 884	19, 366	2. 13
24	退職	436, 112	21, 547	-4.35
	全体	303, 720	19, 466	1.75
	一般	310, 041	19, 973	3. 73
25	退職	449, 742	22, 413	3. 13
	全体	314, 437	20,071	3. 53
	一般	312, 155	20, 026	0.68
26	退職	406, 725	20, 594	-9. 56
	全体	314, 695	20, 045	0.08



療養の給付

	∓度/ 区分	費用額 <a> (円)	保険者負担分 (円)	一部負担分 (円)	他法負担分 (円)	費用額 伸び率 (%)
	一般	28, 068, 096, 854	20, 456, 923, 004	6, 649, 507, 829	961, 666, 021	2.01
22	退職	1, 571, 902, 256	1, 099, 134, 375	454, 956, 064	17, 811, 817	6.81
	計	29, 639, 999, 110	21, 556, 057, 379	7, 104, 463, 893	979, 477, 838	2. 26
	一般	28, 275, 434, 171	20, 619, 295, 715	6, 461, 471, 573	1, 194, 666, 883	0.74
23	退職	1,643,412,250	1, 149, 692, 466	464, 095, 123	29, 624, 661	4. 55
	計	29, 918, 846, 421	21, 768, 988, 181	6, 925, 566, 696	1, 224, 291, 544	0.94
	一般	28, 444, 948, 894	20, 759, 919, 294	6, 323, 233, 334	1, 361, 796, 266	0.60
24	退職	1, 529, 232, 772	1, 069, 909, 581	422, 121, 582	37, 201, 609	-6.95
	計	29, 974, 181, 666	21, 829, 828, 875	6, 745, 354, 916	1, 398, 997, 875	0.18
	一般	29, 157, 147, 495	21, 281, 800, 321	6, 484, 780, 943	1, 390, 566, 231	2.50
25	退職	1, 383, 040, 130	967, 594, 947	377, 881, 804	37, 563, 379	-9.56
	計	30, 540, 187, 625	22, 249, 395, 268	6, 862, 662, 747	1, 428, 129, 610	1.89
	一般	28, 962, 554, 237	21, 157, 175, 303	6, 424, 925, 163	1, 380, 453, 771	-0.67
26	退職	1, 048, 226, 620	733, 336, 673	282, 178, 784	32, 711, 163	-24.21
	計	30, 010, 780, 857	21, 890, 511, 976	6, 707, 103, 947	1, 413, 164, 934	-1.73

年度	/区分	年間平均被保険者数 〈B〉 (人)	受診件数 〈C〉 (件)	年間一人当たりの受診件数 <c b=""> (件)</c>
	一般	100, 922	1, 451, 942	14. 39
22	退職	3, 653	71, 537	19. 58
	計	104, 575	1, 523, 479	14. 57
	一般	99, 089	1, 440, 878	14. 54
23	退職	3, 673	73, 985	20. 14
	計	102, 762	1, 514, 863	14. 74
	一般	97, 604	1, 506, 346	15. 43
24	退職	3, 565	72, 155	20. 24
	計	101, 169	1, 578, 501	15. 60
	一般	96, 271	1, 429, 195	14. 85
25	退職	3, 128	60, 463	19. 33
	計	99, 399	1, 489, 658	14. 99
	一般	94, 977	1, 416, 230	14. 91
26	退職	2, 621	49, 887	19.03
	計	97, 598	1, 466, 117	15.02

年度	/区分	年間一人当たりの 療養の給付費 (円)	年間一件当たりの 療養の給付費 (円)	年間一人当たりの療 養の給付費の伸び率 (%)
	一般	278, 117	19, 331	2. 38
22	退職	430, 304	21, 973	11. 37
	全体	283, 433	19, 455	2.76
	一般	285, 354	19, 624	2. 60
23	退職	447, 431	22, 213	3. 98
	全体	291, 147	19, 750	2. 72
	一般	291, 432	18, 883	2. 13
24	退職	428, 957	21, 194	-4. 13
	全体	296, 278	18, 989	1. 76
	一般	302, 865	20, 401	3. 92
25	退職	442, 148	22, 874	3.08
	全体	307, 248	20, 501	3.70
	一般	304, 943	20, 450	0. 69
26	退職	399, 934	21, 012	-9. 55
	全体	307, 494	20, 470	0.08

療養費

年度	/区分	費用額 <a> (円)	保険者負担分 (円)	一部負担分 (円)	他法負担分 (円)	費用額 伸び率(%)
	一般	703, 611, 385	512, 999, 159	163, 610, 634	27, 001, 592	1. 43
22	退職	31, 012, 763	21, 711, 621	8, 822, 070	479,072	1. 95
	計	734, 624, 148	534, 710, 780	172, 432, 704	27, 480, 664	1. 45
	一般	722, 979, 074	526, 398, 327	174, 869, 339	21, 711, 408	2.75
23	退職	31, 322, 193	22, 159, 010	9, 034, 678	128, 505	1.00
	計	754, 301, 267	548, 557, 337	183, 904, 017	21, 839, 913	2.68
	一般	727, 350, 549	529, 414, 382	176, 651, 046	21, 285, 121	0.60
24	退職	25, 505, 139	17, 860, 066	7, 602, 831	42, 242	-18.57
	計	752, 855, 688	547, 274, 448	184, 253, 877	21, 327, 363	-0.19
	一般	690, 814, 796	502, 303, 433	169, 205, 808	19, 305, 555	-5.02
25	退職	23, 753, 404	16, 644, 271	7, 085, 104	24, 029	-6.87
	計	714, 568, 200	518, 947, 704	176, 290, 912	19, 329, 584	-5.09
	一般	685, 033, 092	499, 070, 866	166, 778, 195	19, 184, 031	-0.84
26	退職	17, 800, 619	12, 460, 169	5, 328, 596	11,854	-25.06
	計	702, 833, 711	511, 531, 035	172, 106, 791	19, 195, 885	-1.64

年度	/区分	年間平均被保険者数 (人)	受診件数 <c> (件)</c>	年間一人当たりの受診件数 <c b=""> (件)</c>
	一般	100, 922	62, 948	0.62
22	退職	3, 653	2,898	0.79
	計	104, 575	65, 846	0.63
	一般	99, 089	65, 769	0.66
23	退職	3, 673	2,873	0.78
	計	102, 762	68, 642	0.67
	一般	97, 604	66, 761	0.68
24	退職	3, 565	2, 583	0.72
	計	101, 169	69, 344	0.69
	一般	96, 271	65, 235	0.68
25	退職	3, 128	2, 304	0.74
	計	99, 399	67, 539	0.68
	一般	94, 977	64, 219	0.68
26	退職	2, 621	1,876	0.72
	計	97, 598	66, 095	0.68

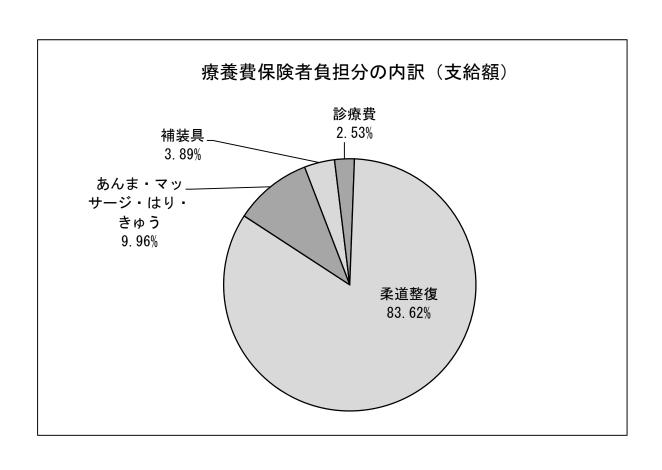
年度	き/区分	年間一人当たりの 療養費	年間一件当たりの 療養費	年間一人当たりの 療養費の伸び率
			〈A/C〉 (円)	(%)
	一般	6, 972	11, 178	1.80
22	退職	8, 490	10, 701	6. 31
	全体	7, 025	11, 157	1.96
	一般	7, 296	10, 993	4.65
23	退職	8, 528	10, 902	0.45
	全体	7, 340	10, 989	4. 48
	一般	7, 452	10, 895	2. 14
24	退職	7, 154	9, 874	-16. 11
	全体	7, 442	10, 857	1. 39
	一般	7, 176	10, 590	-3.70
25	退職	7, 594	10, 310	6. 15
	全体	7, 189	10, 580	-3.40
	一般	7, 213	10, 667	0.51
26	退職	6, 792	9, 489	-10.57
	全体	7, 201	10, 634	0.17

移送費

年度	/区分	件数 (件)	費用 (円)
	一般	1	46, 260
22	退職	0	0
	計	1	46, 260
	一般	1	37, 000
23	退職	0	0
	計	1	37, 000
	一般	0	0
24	退職	0	0
	計	0	0
	一般	0	0
25	退職	0	0
	計	0	0
	一般	0	0
26	退職	0	0
	計	0	0

療養費保険者負担分の内訳

区分		件数 (件)	保険者負担額 (円)
補装具	一般	693	19, 554, 841
(コルセット等の補装	退職	16	360, 229
具を購入したとき)	計	709	19, 915, 070
診療費	一般	973	12, 812, 910
	退職	19	128, 443
	計	992	12, 941, 353
柔道整復	一般	60, 020	416, 857, 254
(骨折やねんざなどで接骨院	退職	1, 753	10, 867, 649
において施術を受けたとき)	計	61, 773	427, 724, 903
医師の指示によるあんま・マッサ	一般	2, 533	49, 845, 861
医師の指外によるめんま・マッリー 一ジ・はり・きゅう	退職	88	1, 103, 848
2 · (4) · e (9)	計	2, 621	50, 949, 709
	一般	64, 219	499, 070, 866
計	退職	1,876	12, 460, 169
	計	66, 095	511, 531, 035



6 その他の保険給付

(1) 出產育児一時金

被保険者が出産した場合に出産児一人につき 42 万円を世帯主に支給する。妊娠 85 日以上であれば死産・流産の場合も支給する。

平成21年10月から、医療機関が被保険者に代わって支給申請及び受取を直接保険者と行う直接支払制度が始まった。また、平成23年度からは、小規模医療機関等を対象とした受取代理制度が始まった。これらを利用すると、一旦高額な出産費用を調達する必要がなくなり、被保険者の経済的負担を軽減することができる。

(2) 葬祭費

被保険者が死亡した場合、その葬祭を行った者に7万円を支給する。

(3) 結核医療給付金

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく医療を受けている者で、住民税が非課税(20歳未満の場合はその世帯主が非課税)の場合、自己負担額(医療費の5パーセント)を支給する。

(4) 精神医療給付金

障害者自立支援法(精神通院医療)の適用を受けている者で、国民健康保険世帯員全員の住民税が非課税の場合、医療費の月ごとの自己負担上限額までを支給する。

その他の保険給付

左曲	出産育児一時金		葬祭費		結核・精神医療給付金	
年度	件数(件)	給付額(円)	件数(件)	給付額(円)	件数 (件)	給付額(円)
22	484	202, 790, 000	588	41, 160, 000	19, 249	23, 226, 031
23	459	192, 780, 000	557	38, 955, 000	20, 647	25, 233, 915
24	480	201, 600, 000	521	36, 417, 500	21, 292	25, 368, 230
25	459	192, 780, 000	519	36, 260, 000	22, 740	27, 559, 101
26	463	194, 460, 000	521	36, 470, 000	23, 461	28, 399, 007

7 高額療養費

(1) 高額療養費

被保険者が1か月間に受けた療養(食事療養は除く)に係る一部負担金が下表の金額を超えた場合に、その超えた額を申請により世帯主に支給する。なお、平成27年1月より、負担能力に応じた負担を求める観点から、70歳未満の自己負担限度額等が見直された。

70 歳未満の自己負担限度額 (同じ医療機関で同じ月に 21,000 円以上自己負担したものを合算)

●平成 26 年 12 月以前

記得反八	世帯単位		
所得区分 		多数該当 ※3	
上位所得世帯 (住民税課税世帯で、国保加入者の基礎控除後の所 得金額が600万円を超える世帯、 又は住民税未申告者がいる世帯)	150,000 円 + 1% ※1	83, 400 円	
課税世帯 (住民税課税世帯で、国保加入者の基礎控除後の所 得が 600 万円以下の世帯)	80, 100 円 + 1% ※2	44, 400 円	
非課税世帯 (住民税非課税世帯)	35, 400 円	24,600 円	

- ※1・・・総医療費が500,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算する。
- ※2・・・総医療費が 267,000 円を超えた場合、超えた額の 1%を加算する。
- ※3…過去 12 か月間に 4 回以上高額療養費に該当した場合に適用される限度額。

●平成27年1月以降

₩.	世帯単位	
区分		多数該当 ※4
ア (住民税課税世帯で、国保加入者の基礎控除後の所 得金額が901万円を超える世帯、 又は住民税未申告者がいる世帯)	252,600 円 + 1% ※1	140, 100 円
イ (住民税課税世帯で、国保加入者の基礎控除後の所 得金額が 600 万円超~901 万円以下の世帯)	167, 400 円 + 1% ※2	93,000円
ウ (住民税課税世帯で、国保加入者の基礎控除後の所 得金額が 210 万円超~600 万円以下の世帯)	80, 100 円 + 1% ※3	44, 400 円
エ (住民税課税世帯で、国保加入者の基礎控除後の所 得が 210 万円以下の世帯)	57,600円	44, 400 円
才 (住民税非課税世帯)	35, 400 円	24,600 円

- ※1・・・総医療費が842,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算する。
- ※2・・・総医療費が558,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算する。
- ※3・・・総医療費が 267,000 円を超えた場合、超えた額の 1%を加算する。
- ※4…過去12か月間に4回以上高額療養費に該当した場合に適用される限度額。

70歳以上75歳未満の自己負担限度額

所得区分	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (入院+外来)	
現役並み所得者 (課税所得 145 万円以上)	44, 400 円	80,100 円 + 1% ※1	多数該当 44,400 円 ※2
一般 (課税所得 145 万円未満)	12,000円	44, 400 円	
低所得者 II (住民税非課税世帯)	8,000円	24,600 円	
低所得者 I (住民税非課税世帯で、かつ全員の所 得が 0 円 (年金収入 80 万円以下))	8,000円	15,000円	

- ※1・・・総医療費が 267,000 円を超えた場合、超えた額の 1%を加算する。
- ※2·・・過去 12 か月間に 4 回以上高額療養費に該当した場合に適用される限度額。(外来のみの 高額療養費は回数に含まない。)

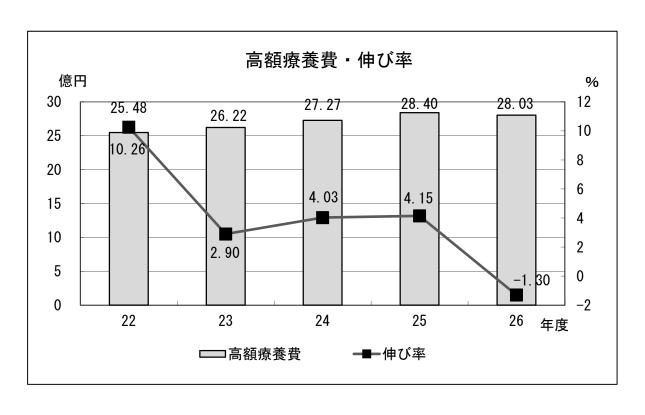
(2) 限度額適用認定証

事前に「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯の者は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)の交付を受けて、受診の際に医療機関へ提示すると、1か月の1医療機関ごと(入院と外来は別計算)の医療費の支払いが(1)の自己負担限度額までとなる。証は、70歳以上75歳未満の者は非課税世帯の者のみ交付する。

なお、保険料の滞納がある場合、証は交付しない。

高額療養費

年度	/区分	件数(件)	高額療養費(円)	一件当たり高額 療養費 (円)	高額療養費 伸び率 (%)
	一般	41, 186	2, 387, 205, 574	57, 962	10.06
22	退職	1,620	160, 708, 128	99, 203	13. 30
	計	42,806	2, 547, 913, 702	59, 522	10. 26
	一般	41, 097	2, 449, 789, 707	59, 610	2.62
23	退職	1, 737	171, 966, 464	99, 002	7. 01
	計	42, 834	2, 621, 756, 171	61, 207	2.90
	一般	43, 143	2, 561, 023, 333	59, 361	4. 54
24	退職	1, 577	166, 314, 493	105, 463	-3. 29
	計	44, 720	2, 727, 337, 826	60, 987	4.03
	一般	46, 203	2, 694, 609, 765	58, 321	5. 22
25	退職	1, 495	145, 799, 854	97, 525	-12.33
	計	47, 698	2, 840, 409, 619	59, 550	4. 15
	一般	47, 220	2, 691, 107, 015	56, 991	-0.13
26	退職	1, 263	112, 307, 359	88, 921	-22.97
	計	48, 483	2, 803, 414, 374	57, 823	-1.30



(3) 高額療養費貸付

医療費の支払いが一時的に困難であり、かつ高額療養費の支給見込みの ある被保険者(世帯主)に対して貸付を行っている。

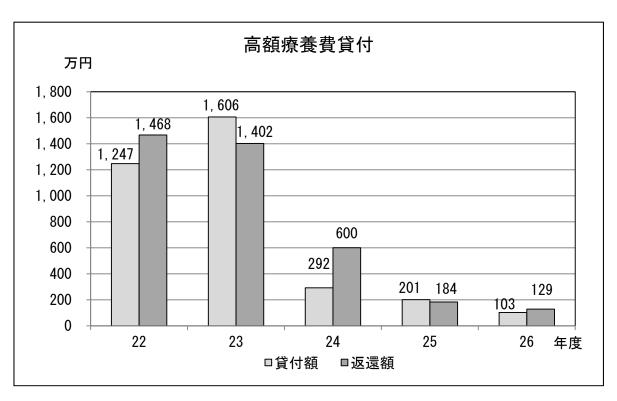
① 貸付額 高額療養費支給見込み額の9割以内の額

② 返済 高額療養費の支給をもって充てる

③ 利子 無利子

④ 保証人 不要

年度	貸付	:額	返還	返還額		一件当たり
平及	金額 (円)	件数(件)	金額 (円)	件数(件)	(円)	貸付額(円)
22	12, 471, 685	140	14, 676, 000	156	25, 000, 000	89, 083
23	16, 063, 315	186	14, 024, 000	168	25, 000, 000	86, 362
24	2, 921, 000	34	6, 004, 000	64	25, 000, 000	85, 912
25	2, 013, 000	18	1, 835, 000	15	25, 000, 000	111, 833
26	1, 029, 000	12	1, 287, 000	17	10, 000, 000	85, 750



※ひと月の一医療機関での医療費の支払いは、70歳以上の者は高額療養費の限度額までであったが、平成19年4月からは70歳未満の者も限度額適用認定証の交付を受け、提示することにより同様の取り扱いがされることとなった。さらに、平成24年度からは外来診療にも適用されることになり、被保険者が一時的に高額な費用を調達する必要が減少した。しかし、限度額適用認定証の交付を受けていなかったり、複数の医療機関で高額な医療を受けているなどの理由により、限度額を超えて医療費を支払う必要がある被保険者がいるため、その療養を確保するための制度として存続している。

(4) 高額医療・高額介護合算制度

高額療養費等を差し引いたあとの医療保険と介護保険の1年間の自己負担額の合計が年間の自己負担限度額を超えたとき、その超えた額を世帯主に支給する。

年度	件数(件)	支給額 (円)
22	57	1, 370, 141
23	54	960, 423
24	65	1, 702, 973
25	66	1, 860, 612
26	81	2, 425, 929

(5) 特定疾病療養受療証(高額長期疾病)

高額の治療を長期に継続する必要がある病気(人工透析が必要な慢性腎不全や先天性血液凝固第 IX 因子障害など)の患者について、自己負担限度額1万円(70歳未満の上位所得世帯の人工透析は2万円)を超える額を支給する。

8 不当利得・不正利得・第三者行為

(1) 不当利得

社会保険への加入や転出等の理由により資格を喪失した後に保険給付を受けた場合、当該医療費の保険者負担分の返還を求める。

(2) 不正利得

被保険者証の不正使用、偽りその他不正行為により保険給付を受けた場合、その給付の全額又は一部を徴収する。

(3) 公害求償

公害健康被害補償法に基づく補償給付は、国保法に基づく保険給付に優先する。公害健康被害補償法に基づき公害病と認定された被保険者が、公害医療機関以外の医療機関で保険診療を受けた場合、保険給付した金額について求償する。

(4) 第三者行為

交通事故等第三者の行為によって生じた負傷について被保険者が治療を受けた場合、保険給付した額を被保険者に代わって第三者に請求する。

不当利得 (現年分+滞繰分)

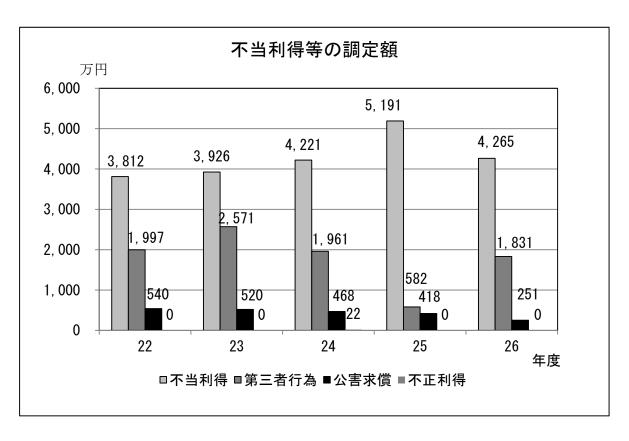
	/ □ Λ	返還	請求額	1/2	収納額		収納率	
牛皮/	年度/区分		金額 (円)	件数(件)	金額 (円)	件数 (%)	金額 (%)	
	一般	5, 159	37, 470, 716	981	7, 277, 812	19.02	19. 42	
22	退職	127	647, 257	28	67, 096	22. 05	10. 37	
	計	5, 286	38, 117, 973	1,009	7, 344, 908	19. 09	19. 27	
	一般	5, 032	38, 422, 696	860	6, 797, 830	17. 09	17. 69	
23	退職	103	834, 175	14	101, 920	13. 59	12. 22	
	計	5, 135	39, 256, 871	874	6, 899, 750	17. 02	17. 58	
	一般	4,877	41, 506, 473	798	10, 776, 800	16.36	25. 96	
24	退職	75	701, 364	13	75, 075	17. 33	10.70	
	計	4, 952	42, 207, 837	811	10, 851, 875	16.38	25. 71	
	一般	5, 160	51, 235, 006	1, 313	20, 505, 177	25. 45	40.02	
25	退職	76	675, 595	34	183, 563	44.74	27. 17	
	計	5, 236	51, 910, 601	1, 347	20, 688, 740	25.73	39. 85	
	一般	5, 019	41, 704, 896	1, 251	10, 909, 116	24. 93	26. 16	
26	退職	45	940, 769	16	556, 581	35. 56	59. 16	
	計	5, 064	42, 645, 665	1, 267	11, 465, 697	25.02	26. 89	

第三者行為・公害求償 (現年分+滞繰分)

年度/区分		_	調	定額	収	納額	収約	収納率	
	上段/ 凸刀	J	件数(件)	金額 (円)	件数(件) 金額(円)		件数 (%)	金額 (%)	
	<i>></i> → →.	一般	306	19, 969, 952	217	18, 687, 607	70. 92	93. 58	
	第三者 行為	退職	0	0	0	0	_	-	
	14 //4	小計	306	19, 969, 952	217	18, 687, 607	70. 92	93. 58	
22	八字	一般	427	5, 117, 001	427	5, 117, 001	100.00	100.00	
	公害 求償	退職	24	283, 262	24	283, 262	100.00	100.00	
		小計	451	5, 400, 263	451	5, 400, 263	100.00	100.00	
	合言	+	757	25, 370, 215	668	24, 087, 870	88. 24	94. 95	
	第三者	一般	352	25, 695, 953	352	25, 695, 953	100.00	100.00	
	第二年 行為	退職	3	18, 866	3	18, 866	100.00	100.00	
		小計	355	25, 714, 819	355	25, 714, 819	100.00	100.00	
23	八宝	一般	410	4, 957, 278	410	4, 957, 278	100.00	100.00	
	公害 求償	退職	13	246, 211	13	246, 211	100.00	100.00	
		小計	423	5, 203, 489	423	5, 203, 489	100.00	100.00	
	合言	+	778	30, 918, 308	778	30, 918, 308	100.00	100.00	
	第二 字	一般	269	17, 306, 039	269	17, 251, 102	100.00	99. 68	
	第三者 行為	退職	49	2, 305, 491	49	2, 305, 491	100.00	100.00	
		小計	318	19, 611, 530	318	19, 556, 593	100.00	99. 72	
24	公害	一般	384	4, 436, 619	384	4, 436, 619	100.00	100.00	
	求償	退職	12	247, 604	12	247, 604	100.00	100.00	
		小計	396	4, 684, 223	396	4, 684, 223	100.00	100.00	
	合言	+	714	24, 295, 753	714	24, 240, 816	100.00	100.00	
	 	一般	169	5, 816, 723	169	5, 816, 723	100.00	100.00	
	第三者 行為	退職	0	0	0	0	-	-	
		小計	169	5, 816, 723	169	5, 816, 723	100.00	100.00	
25	公害	一般	334	3, 950, 767	334	3, 950, 767	100.00	100.00	
	水質 水質	退職	12	227, 122	12	227, 122	100.00	100.00	
		小計	346	4, 177, 889	346	4, 177, 889	100.00	100.00	
	合言	+	515	9, 994, 612	515	9, 994, 612	100.00	100.00	
	 	一般	176	15, 717, 946	176	15, 717, 946	100.00	100.00	
	第三者 行為 ————	退職	22	2, 589, 461	22	2, 589, 461	100.00	100.00	
		小計	198	18, 307, 407	198	18, 307, 407	100.00	100.00	
26	公宝	一般	257	2, 459, 969	257	2, 459, 969	100.00	100.00	
	公害 求償	退職	3	52, 836	3	52, 836	100.00	100.00	
		小計	260	2, 512, 805	260	2, 512, 805	100.00	100.00	
	合言	+	458	20, 820, 212	458	20, 820, 212	100.00	100.00	

不正利得(現年分+滞繰分)

左连	/5 ⁻ /\	調気		収納額		収納率	
午度,	/区分	件数(件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (%)	金額 (%)
	一般	0	0	0	0	_	_
22	退職	0	0	0	0	-	_
	計	0	0	0	0	ı	_
	一般	0	0	0	0	ı	_
23	退職	0	0	0	0	ı	_
	計	0	0	0	0	1	-
	一般	1	219, 178	1	219, 178	100.00	100.00
24	退職	0	0	0	0	1	-
	計	1	219, 178	1	219, 178	100.00	100.00
	一般	0	0	0	0	1	-
25	退職	0	0	0	0	1	-
	計	0	0	0	0	1	1
	一般	0	0	0	0	_	_
26	退職	0	0	0	0	_	_
	計	0	0	0	0	_	_



9 一部負担金の減免

災害その他特別な事情により一部負担金の支払いができない場合、一部負担金の減額又は免除ができる。

年度	件数 (件)	金額 (円)	一件当たりの金額(円)
22	1	178, 998	178, 998
0.0	0	0	0
23	276	1, 601, 660	5, 803
0.4	0	0	0
24	228	833, 084	3, 653
0.5	0	0	0
25	133	289, 201	2, 174
0.0	0	0	0
26	77	432, 729	5, 619

^{※ 23} 年度以降の下段は、東日本大震災に関連する減免。

10 医療費適正化

(1) 診療報酬明細書点檢調查効果集計

医療費の適正化を図るため、診療報酬明細書 (レセプト) の点検を行い、点検結果によっては再審査請求、第三者求償を行っている。

平成 26 年度 点検の内容

区分	診療報酬保	険者負担総額	レセプトー	資格	点検	内容	点検
巨刀	枚数(枚)	金額 (千円)	枚当たりの 金額(円)	枚数(枚)	割合 (%)	枚数(枚)	割合 (%)
一般	1,416,230	23,591,665	16, 658	1,416,230	100.00	1,410,962	99. 63
退職	49,887	826,128	16, 560	49,887	100.00	49,716	99. 66
計	1, 466, 117	24, 417, 793	16, 655	1, 466, 117	100.00	1, 460, 678	99. 63

平成 26 年度 点検の効果

区八	資格点検調査による効果		をによる効果 内容点検調査による効果			合計	
区分	枚数(枚)	金額 (千円)	枚数(枚)	金額 (千円)	枚数(枚)	金額 (千円)	
一般	5, 268	46, 212	13, 533	87, 248	18, 801	133, 460	
退職	171	1, 504	442	1, 413	613	2, 917	
計	5, 439	47, 716	13, 975	88, 661	19, 414	136, 377	

(2) 医療費通知

医療機関等を受診した 18 歳以上の被保険者へ、医療費について、年 2 回通知している。

平成26年度 件数 115,168件

(3) ジェネリック医薬品の普及啓発

生活習慣病や慢性疾患などで先発医薬品を服用している被保険者へ、 ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額について、年 2 回通知して いる。

平成26年度 件数 16,075件

第5 保険料

1 保険料

保険料は、「基礎賦課分」、後期高齢者医療制度を支援するための「後期高齢者支援金等賦課額」、40歳以上65歳未満の加入者に賦課される「介護納付金賦課額」で構成されている。

また、それぞれに所得にかかわらず全員に賦課される「均等割」と所得に応じて賦課される「所得割」がある。

保険料は世帯単位で算定され、世帯主を納付義務者として賦課される。このため、国民健康保険加入者でない世帯主が保険料の納付義務者になることがある。このような世帯主を「擬制世帯主」という。

特別区においては、統一保険料方式を採用しており、どの区に住んでいても、 同一所得・同一世帯構成であれば、介護分の所得割を除き、保険料は同じ額で ある。

平成23年度から、保険料の所得割額の算定方法が変わり、これまでの「住民税方式」から、税制改正等の影響を受けにくく所得や医療制度の変動がない限り賦課される保険料額が安定する「旧ただし書き方式」に変更となった。

この算定方法の変更に伴い、保険料負担が増加する階層が生じることから、 激変を緩和するため、保険料軽減の経過措置を2年間(平成23・24年度)実施した。

また、平成25年度から、これまでの経過措置の状況を踏まえ、住民税非課税者に対し、新たな減額措置を2年間(平成25・26年度)実施した。

平成26年度の保険料は、次の計算方法で算出する。

	均等割	所得割
医療分	世帯の加入者数×32,400円	世帯の加入者全員の賦課のもととなる所得 金額×6.30%
支援金分	世帯の加入者数×10,800円	世帯の加入者全員の賦課のもととなる所得 金額×2.17%
介護分	40~64 歳の加入者数×15,300円	40~64 歳の加入者全員の賦課のもととなる 所得金額×1.81%

※賦課のもととなる所得金額(旧ただし書き所得)とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額。

2 保険料率

保険料率

年度	区分	所得割料率	均等割額 (円)	賦課限度額(円)
	医療分	80/100	31, 200	500,000
22	支援分	23/100	8, 700	130,000
	介護分	19/100	12,000	100,000
	医療分	6.13%	31, 200	510,000
23	支援分	1.96%	8, 700	140,000
	介護分	1.51%	13, 200	120,000
	医療分	6. 28%	30,000	510,000
24	支援分	2. 23%	10, 200	140,000
	介護分	1.64%	14, 100	120,000
	医療分	6.02%	30,600	510,000
25	支援分	2.34%	10, 800	140,000
	介護分	1.76%	15, 000	120,000
	医療分	6.30%	32, 400	510,000
26	支援分	2.17%	10, 800	160,000
	介護分	1.81%	15, 300	140,000

3 一人当たり・一世帯当たりの保険料

一人当たりの保険料

一世帯当たりの保険料

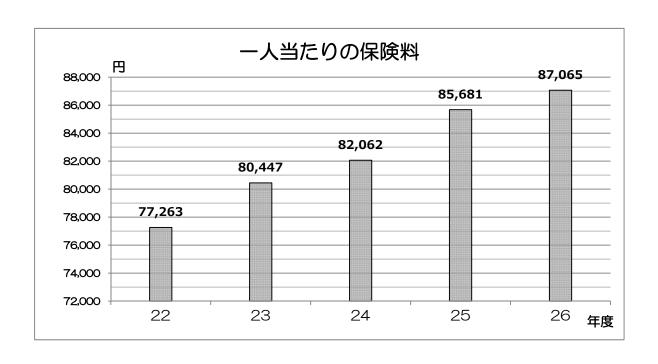
年度	/区分	調定額(円)	収納額(円)
	一般	76,028	62,021
22	退職	111, 358	85, 017
	全体	77, 263	62,824
	一般	79, 268	65, 907
23	退職	112, 270	95, 766
	全体	80, 447	66, 974
	一般	81, 269	67, 737
24	退職	103, 777	90, 067
	全体	82,062	68, 524
	一般	85, 031	71, 722
25	退職	105, 700	94, 181
	全体	85, 681	72, 429
	一般	86, 479	72, 223
26	退職	108, 282	94, 369
	全体	87, 065	72,818

年度	調定額(円)	収納額(円)
22 (全体)	119, 394	97, 082
23 (全体)	123, 717	102, 998
24 (全体)	125, 386	104, 700
25 (全体)	129, 723	109, 659
26 (全体)	130, 058	108, 776

※一人当たりの保険料=保険料総額(介護分を除く)÷ 年間平均被保険者数

[※]一世帯当たりの保険料=保険料総額(介護分を除く) ÷ 年間平均世帯数

[※]収納額は還付未済額を差し引いた額である。



保険料収納状況

現年度分+滞納繰越分

年度/区分		調定額	収納額	還付未済額	未収額	不納欠損額
22	一般	10, 987, 280, 983	7, 372, 711, 277	18, 229, 579	3, 632, 799, 285	902, 335, 206
	退職	568, 091, 169	393, 598, 216	478, 884	174, 971, 837	16, 845, 112
	計	11, 555, 372, 152	7, 766, 309, 493	18, 708, 463	3, 807, 771, 122	919, 180, 318
23	一般	11, 345, 118, 110	7, 887, 352, 296	16, 758, 303	3, 474, 524, 117	831, 505, 932
	退職	591, 277, 914	462, 474, 706	41, 795	128, 845, 003	20, 266, 932
	計	11, 936, 396, 024	8, 349, 827, 002	16, 800, 098	3, 603, 369, 120	851, 772, 864
24	一般	11, 311, 518, 984	7, 943, 547, 053	18, 455, 072	3, 386, 427, 003	749, 350, 785
	退職	541, 203, 501	424, 775, 329	54, 142	116, 482, 314	17, 856, 506
	計	11, 852, 722, 485	8, 368, 322, 382	18, 509, 214	3, 502, 909, 317	767, 207, 291
25	一般	11, 564, 325, 022	8, 359, 491, 323	17, 751, 186	3, 222, 584, 885	684, 754, 441
	退職	486, 144, 996	398, 063, 028	0	88, 081, 968	13, 086, 514
	計	12, 050, 470, 018	8, 757, 554, 351	17, 751, 186	3, 310, 666, 853	697, 840, 955
26	一般	11, 556, 184, 148	8, 299, 359, 083	21, 132, 854	3, 277, 957, 919	640, 264, 285
	退職	413, 983, 127	332, 519, 701	12, 262	81, 475, 688	12, 224, 175
	計	11, 970, 167, 275	8, 631, 878, 784	21, 145, 116	3, 359, 433, 607	652, 488, 460

[※]還付未済額とは、過誤納付による還付金の未済額をいう。 ※未収額=調定額-収納額+還付未済額

現年度分

年度/区分		調定額	収納額	還付未済額	未収額	不納欠損額
22	一般	8, 351, 072, 949	6, 831, 991, 607	16, 892, 040	1, 535, 973, 382	0
	退職	494, 146, 318	376, 943, 506	188, 099	117, 390, 911	0
	計	8, 845, 219, 267	7, 208, 935, 113	17, 080, 139	1, 653, 364, 293	0
	一般	8, 613, 149, 678	7, 151, 238, 725	14, 893, 394	1, 476, 804, 347	0
23	退職	505, 351, 899	431, 662, 557	8, 738	73, 698, 080	0
	計	9, 118, 501, 577	7, 582, 901, 282	14, 902, 132	1, 550, 502, 427	0
24	一般	8, 721, 240, 751	7, 259, 217, 551	16, 546, 855	1, 478, 570, 055	0
	退職	456, 712, 586	397, 597, 189	0	59, 115, 397	0
	盐	9, 177, 953, 337	7, 656, 814, 740	16, 546, 855	1, 537, 685, 452	0
	一般	9, 030, 954, 548	7, 588, 730, 690	16, 413, 792	1, 458, 637, 650	0
25	退職	411, 389, 671	366, 751, 190	0	44, 638, 481	0
	計	9, 442, 344, 219	7, 955, 481, 880	16, 413, 792	1, 503, 276, 131	0
26	一般	9, 054, 120, 104	7, 547, 714, 107	19, 033, 895	1, 525, 439, 892	0
	退職	353, 288, 979	308, 161, 791	0	45, 127, 188	0
	計	9, 407, 409, 083	7, 855, 875, 898	19, 033, 895	1, 570, 567, 080	0

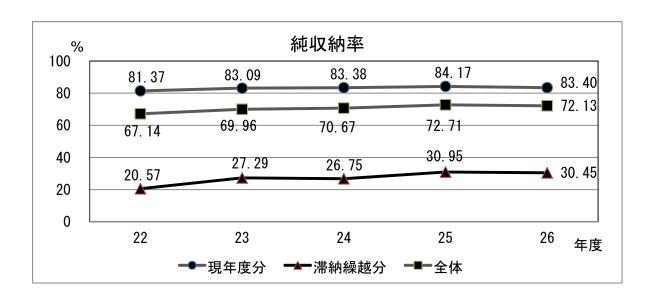
滞納繰越分

年度/区分		調定額	収納額	還付未済額	未収額	不納欠損額
22	一般	2, 636, 208, 034	540, 719, 670	1, 337, 539	2, 096, 825, 903	902, 335, 206
	退職	73, 944, 851	16, 654, 710	290, 785	57, 580, 926	16, 845, 112
	計	2, 710, 152, 885	557, 374, 380	1, 628, 324	2, 154, 406, 829	919, 180, 318
	一般	2, 731, 968, 432	736, 113, 571	1, 864, 909	1, 997, 719, 770	831, 505, 932
23	退職	85, 926, 015	30, 812, 149	33, 057	55, 146, 923	20, 266, 932
	計	2, 817, 894, 447	766, 925, 720	1, 897, 966	2, 052, 866, 693	851, 772, 864
24	一般	2, 590, 278, 233	684, 329, 502	1, 908, 217	1, 907, 856, 948	749, 350, 785
	退職	84, 490, 915	27, 178, 140	54, 142	57, 366, 917	17, 856, 506
	計	2, 674, 769, 148	711, 507, 642	1, 962, 359	1, 965, 223, 865	767, 207, 291
	一般	2, 533, 370, 474	770, 760, 633	1, 337, 394	1, 763, 947, 235	684, 754, 441
25	退職	74, 755, 325	31, 311, 838	0	43, 443, 487	13, 086, 514
	計	2, 608, 125, 799	802, 072, 471	1, 337, 394	1, 807, 390, 722	697, 840, 955
26	一般	2, 502, 064, 044	751, 644, 976	2, 098, 959	1, 752, 518, 027	640, 264, 285
	退職	60, 694, 148	24, 357, 910	12, 262	36, 348, 500	12, 224, 175
	計	2, 562, 758, 192	776, 002, 886	2, 111, 221	1, 788, 866, 527	652, 488, 460

純収納率

年度	現年分(%)	滞繰分(%)	全体 (%)
22	81. 37	20.57	67. 14
23	83. 09	27. 29	69. 96
24	83.38	26.75	70. 67
25	84. 17	30. 95	72.71
26	83. 40	30. 45	72. 13

※純収納率=(収納額-還付未済額)÷(調定額-居所不明者分の調定額)×100 ※居所不明者とは、住民登録があっても実際は居住していない者のことをいう。

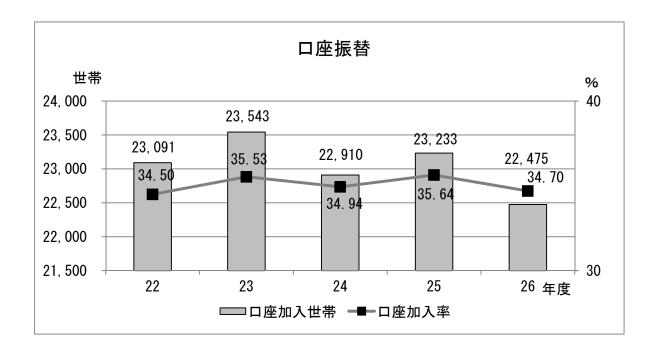


5 口座振替

口座振替加入状況

年度末現在

年度	加入世帯数	口座加入世帯数	口座加入率(%)
22	66, 933	23, 091	34. 50
23	66, 255	23, 543	35. 53
24	65, 562	22, 910	34. 94
25	65, 188	23, 233	35. 64
26	64, 772	22, 475	34. 70



6 特別徴収

平成 21 年 10 月から、国民健康保険保険料の特別徴収(年金からの差し引きによる納付)が開始された。対象者は 65 歳~74 歳の世帯主の一部である。

年度末現在

年度	国民健康保険加入世帯数	特別徴収世帯数	特別徴収率(%)
22	66, 933	5, 055	7. 55
23	66, 255	5, 206	7.86
24	65, 562	4, 865	7.42
25	65, 188	5, 464	8.38
26	64, 772	5, 752	8.88

7 保険料の減額賦課・減免

(1) 保険料均等割額の減額(減額賦課)

前年の総所得金額が一定基準以下の世帯に対して、保険料の均等割額が 7割・5割・2割減額される。なお、平成 26 年度より減額割合の一定基 準が見直された。

前年の所得が下記金額以下の世帯	減額割合
33 万円	7割
33 万円+(24 万 5 千円×国保加入者数※)	5 割
33 万円+(45 万円×国保加入者数※)	2 割

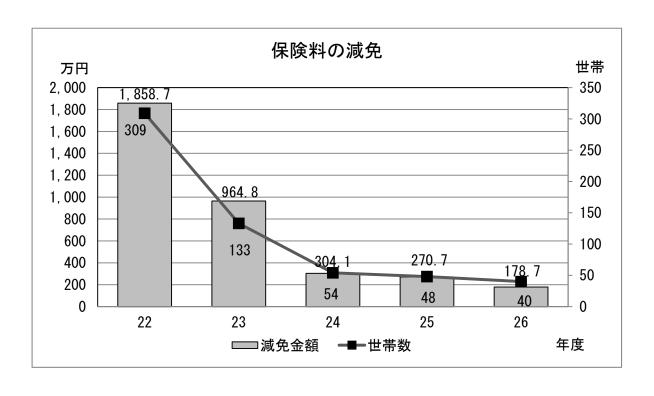
※国保加入者数には、旧国保被保険者(後期高齢者医療制度に切り替わる前に 国保に加入していた者で引き続き同じ世帯に属する者)を含む。

年月	变/	7割減額		5割減額		2割減額		合計	
区分		世帯数	金額 (円)	世帯数	金額 (円)	世帯数	金額 (円)	世帯数	金額(円)
	一般	20, 628	484, 959, 020	2, 058	67, 564, 900	7, 004	63, 416, 080	29, 690	615, 940, 000
22	退職	436	13, 478, 920	50	2, 757, 300	318	3, 624, 400	804	19, 860, 620
	計	21, 064	498, 437, 940	2, 108	70, 322, 200	7, 322	67, 040, 480	30, 494	635, 800, 620
	一般	20, 356	482, 054, 300	2,096	68, 407, 300	7, 085	63, 069, 278	29, 537	613, 530, 878
23	退職	521	16, 203, 460	62	3, 426, 800	285	3, 375, 320	868	23, 005, 580
	計	20, 877	498, 257, 760	2, 158	71, 834, 100	7, 370	66, 444, 598	30, 405	636, 536, 458
	一般	20, 411	462, 670, 280	2, 174	67, 545, 000	7, 267	62, 389, 500	29, 852	592, 604, 780
24	退職	497	15, 429, 750	64	2, 981, 250	302	3, 647, 500	863	22, 058, 500
	計	20, 908	478, 100, 030	2, 238	70, 526, 250	7, 569	66, 037, 000	30, 715	614, 663, 280
	一般	20, 648	472, 730, 475	2, 127	67, 888, 650	7, 249	62, 724, 900	30, 024	603, 344, 025
25	退職	472	14, 201, 460	62	3, 119, 925	283	3, 169, 650	817	20, 491, 035
	計	21, 120	486, 931, 935	2, 189	71, 008, 575	7, 532	65, 894, 550	30, 841	623, 835, 060
	一般	21, 463	510, 075, 090	6, 248	155, 016, 450	5, 962	62, 568, 180	33, 673	727, 659, 720
26	退職	420	13, 538, 070	171	6, 181, 650	140	2, 154, 060	731	21, 873, 780
	計	21, 883	523, 613, 160	6, 419	161, 198, 100	6, 102	64, 722, 240	34, 404	749, 533, 500

(2) 保険料の減免

災害など特別な事情により、一時的に生活が著しく困難になり、保険料の支払ができなくなった世帯の申請により、保険料の一部について減免できる。

年度/区分		減額 減額		免	除	合計	
		世帯数	金額 (円)	世帯数	金額(円)	世帯数	金額(円)
	一般	10	332, 129	281	16, 878, 783	291	17, 210, 912
22	退職	1	15, 575	17	1, 360, 268	18	1, 375, 843
	計	11	347, 704	298	18, 239, 051	309	18, 586, 755
	一般	8	413, 275	116	8, 213, 105	124	8, 626, 380
23	退職	1	221, 284	8	800, 384	9	1, 021, 668
	計	9	634, 559	124	9, 013, 489	133	9, 648, 048
	一般	2	49, 520	51	2, 959, 712	53	3, 009, 232
24	退職	0	0	1	31, 875	1	31, 875
	計	2	49, 520	52	2, 991, 587	54	3, 041, 107
	一般	12	750, 063	36	1, 957, 119	48	2, 707, 182
25	退職	0	0	0	0	0	0
	計	12	750, 063	36	1, 957, 119	48	2, 707, 182
	一般	25	1, 162, 892	15	624, 551	40	1, 787, 443
26	退職	0	0	0	0	0	0
	計	25	1, 162, 892	15	624, 551	40	1, 787, 443



(3) 非自発的失業者の軽減措置

<対象者>

- ①特定受給資格者(倒産、解雇などによる離職。ハローワークから交付される「雇用保険受給資格者証」の離職理由番号は11、12、21、22、31、32。)
- ②特定理由離職者(雇い止めなどによる離職。同じく離職理由番号23、33、34。)

<対象となる保険料>

離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までの期間。この期間内に再就職・再非自発的離職をした場合、一定の条件を満たせば、再び保険料軽減ができる。

<軽減>

前年の給与所得を30/100として保険料を算定する。

	被保険者数(人)
平成 22 年度	1, 510
平成 23 年度	1,036
平成 24 年度	971
平成 25 年度	871
平成 26 年度	632

(4) 旧被扶養者減免

いわゆる社会保険の扶養者が後期高齢医療制度に加入したことにより、その者の被扶養者だった者は、他の保険に加入しなければ、国民健康保険に加入することになり、新たに保険料の負担が生じる。

このため、当分の間、旧被扶養者に対する減免措置が講じられた。所得割は賦課されず、均等割は半額に減額される。

	被保険者数(人)	減免額 (円)
平成 22 年度	215	5, 472, 489
平成 23 年度	216	6, 279, 741
平成 24 年度	220	5, 371, 196
平成 25 年度	205	5, 472, 202
平成 26 年度	225	7, 132, 290

第6 財政

1 用語

歳入

	療養給付費等負担金	療養の給付費等の 32/100 を国が負担する。
国庫支出	調整交付金	療養の給付費等の 9/100 が交付される。 ■普通調整交付金(被保険者の負担能力を考慮して算定する調整対象収入額が調整対象需要額に満たない場合、その不足額を満たすために交付される。 9/100 のうち 7/100。) ■特別調整交付金(災害その他特別の事情がある場合に交付される。 9/100 のうち 2/100。)
金	高額医療費共同事業負担金	区が負担する高額医療費共同事業医療費拠出金のうち、1/4 を国が負担する。
	特定健康診査等負担金	特定健診・特定保健指導に要する費用のうち、基本単価から自己負担分を控除した額の1/3を国が負担する。
	調整交付金	療養の給付費等の 9/100 が交付される。 ■普通調整交付金(保険者間の格差是正のために交付される。 9/100 の うち 6/100、H26 年度までは 8.3/100。) ■特別調整交付金(災害その他特別の事情がある場合に交付される。 9/100 のうち 3/100、H26 年度までは 0.7/100。)
都支出金	特別区国民健康保険 都費補助金	■医療費波及分都の医療費助成事業(心身障害者医療、B・C型肝炎等)により医療機関での窓口負担がなくなると受診希望者が増え、その結果医療費が増加するという理由で国は増加した医療費に係る国庫負担を減額する。これを補てんするための補助金。 ■結核・精神医療給付金 住民税非課税者(精神医療給付金は、国保加入者全員の住民税が非課税)の場合、結核・精神医療の自己負担分を区が負担しているので、これを補てんするための補助金。
	高額医療費共同事業負担金	区が負担する高額医療費共同事業医療費拠出金のうち、1/4 を都が負担する。
	特定健康診査等負担金	特定健診・特定保健指導に要する費用のうち、基本単価から自己負担分を控除した額の1/3を都が負担する。
	療養給付費等交付金	「退職被保険者等の医療給付に要する費用」と「退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等に相当する合計額」から「退職被保険者の保険料」を控除した額が交付される。交付事務は社会保険診療報酬支払基金が行う。
	前期高齢者交付金	保険者間の負担の均衡を図るための交付金。各保険者が拠出し、前期高齢者の人数が全国平均を上回る保険者に交付される。交付事務は社会保険診療報酬支払基金が行う。
共同事業	高額医療費共同事業交付金	一般被保険者の80万円を超える医療費につき、80万を超える部分から 前期高齢者交付金調整額を除いた額の59/100が交付される。財源は区 市町村の拠出金1/2、都1/4、国1/4。交付事務は都道府県ごとに国民健 康保険団体連合会が行う。
来 交 付 金	保険財政共同安定化事業 交付金	一般被保険者の30万円を超える医療費につき、8万円を超え80万円までの合算額から前期高齢者交付金調整額を除いた額の59/100が交付される。財源は区市町村の拠出金。交付事務は都道府県ごとに国民健康保険団体連合会が行う。
	保険基盤安定繰入金	■保険料軽減分 都 3/4、区 1/4 ■保険者支援分 国 1/2、都 1/4、区 1/4
繰入	職員給与費等繰入金	国民健康保険事務の執行に要する経費。 一般財源として交付されるので、一般会計から繰入れる。
金	出産育児一時金繰入金	出産育児一時金支給件数×支給基準額×2/3 が交付される。 一般財源として交付されるので、一般会計から繰入れる。
	その他一般会計繰入金	国民健康保険事業会計における歳入不足分を一般会計から繰入れる。

諸収入	公害、第三者行為等の求償した納付金
使用料及び手数料	保険料納付証明書等の発行手数料
一部負担金	科目存置
繰越金	翌年度への繰越金

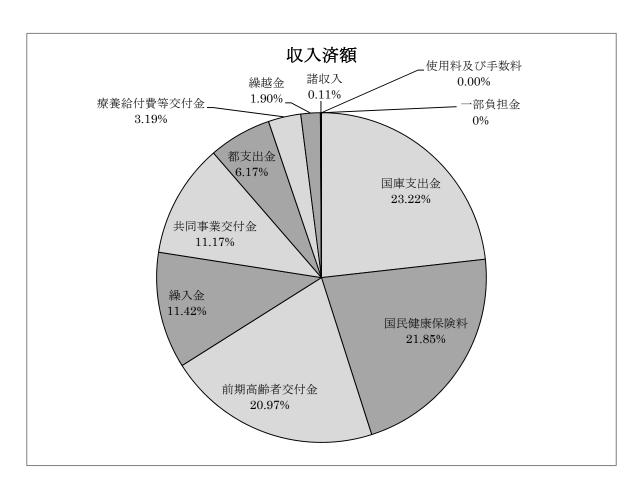
歳出

保険給付費	療養の給付費等、保険給付に要する費用
後期高齢者支援金等	後期高齢者医療制度へ拠出する支援金。社会保険診療報酬支払基金に納付する。
前期高齢者納付金等	前期高齢者交付金の財源として拠出する納付金。社会保険診療報酬支払基 金に納付する。
介護納付金	介護保険第2号被保険者の保険料
共同事業拠出金	共同事業交付金の財源として拠出する。徴収事務は都道府県ごとに国民健 康保険団体連合会が行う。
保健事業費	特定健診、特定保健指導等の経費
諸支出金	過年度保険料の過誤納還付に要する経費
老人保健拠出金	平成 20 年 3 月以前の老人医療給付費に係る過誤調整等分に対する拠出金。 社会保険診療報酬支払基金に納付する。
総務費	事務費、職員給与費等国民健康保険事務の執行に要する経費

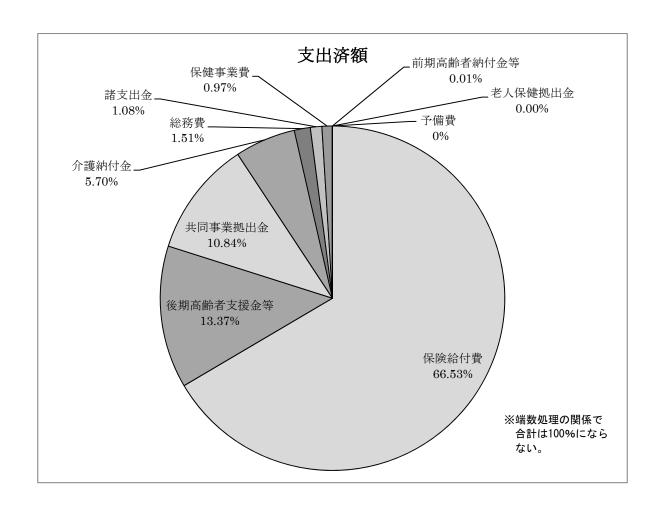
2 財政状況

(1) 平成 26 年度 決算収支状況

	科目	予算現額(円)	収入済額(円)
	国 庫 支 出 金	8, 983, 475, 000	9, 175, 892, 829
	国民健康保険料	8, 473, 263, 000	8, 631, 878, 784
	前期高齢者交付金	8, 285, 092, 000	8, 285, 092, 997
歳	繰 入 金	5, 174, 874, 000	4, 512, 122, 815
////	共同事業交付金	4, 392, 000, 000	4, 412, 954, 986
	都 支 出 金	2, 336, 858, 000	2, 436, 021, 009
入	療養給付費等交付金	1, 131, 826, 000	1, 261, 558, 630
	繰 越 金	751, 816, 000	751, 816, 296
	諸 収 入	38, 242, 000	41,671,472
	使用料及び手数料	51,000	112, 200
	一 部 負 担 金	4,000	0
	歳 入 合 計	39, 567, 501, 000	39, 509, 122, 018



	科目	予算現額(円)	支出済額(円)
	保 険 給 付 費	26, 226, 875, 000	25, 602, 638, 524
	後期高齢者支援金等	5, 144, 648, 000	5, 144, 646, 520
	共同事業拠出金	4, 233, 847, 000	4, 171, 420, 356
歳	介 護 納 付 金	2, 193, 749, 000	2, 193, 748, 594
	総 務 費	648, 650, 000	581, 092, 392
	諸 支 出 金	419, 066, 000	414, 071, 956
出	保 健 事 業 費	388, 443, 000	372, 936, 274
Щ	前期高齢者納付金等	3, 994, 000	3, 992, 661
	老人保健拠出金	199,000	197, 821
	予 備 費	308, 030, 000	0
	歳 出 合 計	39, 567, 501, 000	38, 484, 745, 098



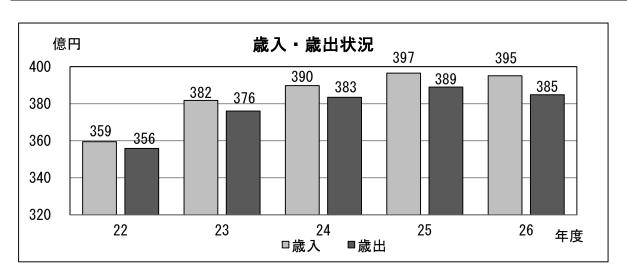
(2) 年度別 歳入・歳出決算状況

歳入

科目	科 目 22 年度		24 年度	25 年度	26 年度
国民健康保険料	7,766,309,493	8,349,827,002	8, 368, 322, 382	8, 757, 554, 351	8, 631, 878, 784
国庫支出金	8,998,760,800	9,075,731,149	9, 102, 240, 565	9, 340, 708, 395	9, 175, 892, 829
都支出金	1,863,255,887	1,754,098,658	2, 370, 607, 243	2, 406, 362, 870	2, 436, 021, 009
療養給付費等交付金	1,459,577,859	1,462,319,000	1, 507, 506, 000	1, 449, 340, 935	1, 261, 558, 630
前期高齢者交付金	7,329,195,961	8,147,955,767	8, 340, 577, 574	8, 307, 800, 922	8, 285, 092, 997
共同事業交付金	3,100,003,120	4,024,501,912	4, 241, 070, 211	4, 350, 326, 523	4, 412, 954, 986
繰入金	4,886,071,996	4,939,897,258	4, 421, 515, 000	4, 365, 211, 489	4, 512, 122, 815
諸収入	73,389,053	58,016,052	50, 159, 373	42, 794, 315	41, 671, 472
使用料及び手数料	27,900	21,300	37, 200	42, 900	112, 200
一部負担金	0	0	0	0	0
繰越金	468,125,342	362,055,368	571, 630, 818	631, 004, 740	751, 816, 296
歳入合計	35,944,717,411	38,174,423,466	38,973,666,366	39,651,147,440	39,509,122,018

歳出

科目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
保険給付費	25,061,878,593	25,354,373,899	25,518,432,281	26,006,997,505	25,602,638,524
後期高齢者支援金等	4,062,381,410	4,471,937,365	5,105,112,344	5,195,820,031	5,144,646,520
前期高齢者納付金等	7,125,684	13,288,340	5,383,097	5,243,289	3,992,661
介護納付金	1,794,604,437	2,055,803,177	2,122,314,891	2,195,300,960	2,193,748,594
共同事業拠出金	3,303,544,767	4,085,360,391	4,063,177,926	4,061,159,976	4,171,420,356
保健事業費	353,533,115	364,836,667	354,210,537	355,531,841	372,936,274
諸支出金	135,736,474	545,848,778	549,145,950	488,379,620	414,071,956
老人保健拠出金	72,300,254	1,338,314	707,675	211,951	197,821
総務費	791,557,309	710,005,717	624,176,925	590,685,971	581,092,392
予備費	0	0	0	0	0
歳出合計	35,582,662,043	37,602,792,648	38,342,661,626	38,899,331,144	38,484,745,098



第7 特定健康診查・特定保健指導

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年度から医療保険者に対し、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査(以下「特定健診」という。)と特定保健指導(以下「保健指導」という。)の実施が義務付けられた。

1 特定健診

(1) 平成26年度実施期間

40歳~74歳 6月2日~8月30日 指定医療機関等で実施

※後期高齢者の健診は保険者である東京都後期高齢者医療広域連合が実施するものであるが、 北区に委託されている。実施期間は9月8日~10月31日。

(2) 計画目標

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成27年度	平成28年度	平成 29 年度
特定健診受診 目標率	4 5 %	4 7 %	4 9 %	5 1 %	6 0 %
保健指導実施 目標率	2 5 %	29%	3 3 %	3 7 %	6 0 %
内臓脂肪症候 群の該当者・予 備群の減少率	_	_	_	_	10%減少

(3) 特定健診実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受診券発送者(人)	69, 915	70, 332	69, 723	69, 373	67, 797
受診者数(人)	28, 234	29, 461	29, 505	29, 461	29, 383
受診率	40.4%	41.9%	42.3%	42.5%	43.3%

(4) 平成26年度メタボリックシンドローム判定

判定結果

	メタボリックシンドローム ツクシンドロームの											
年齢	該当者	(人)	予備群	(人)	該当者 備群	新+予 (人)	該当者	(%)	予備群	(%)	該当者 備群	音+予 (%)
l mi	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
40~44 歳	113	14	141	35	254	49	14. 1%	1.5%	17.6%	3.8%	31. 7%	5. 3%
45~49 歳	163	37	162	52	325	89	19. 7%	4.0%	19.6%	5.6%	39. 3%	9. 5%
50~54 歳	198	61	161	51	359	112	24. 1%	5. 6%	19.6%	4. 7%	43.6%	10.4%
55~59 歳	237	75	158	64	395	139	27. 7%	6. 0%	18.5%	5. 1%	46. 1%	11. 1%
60~64 歳	456	206	291	144	747	350	29. 3%	8.4%	18.7%	5.8%	48.0%	14. 2%
65~69 歳	943	491	559	306	1,502	797	29. 7%	10.3%	17.6%	6.4%	47. 4%	16.6%
70~74 歳	1, 179	757	706	411	1,885	1, 168	30. 1%	12. 7%	18.0%	6.9%	48. 1%	19. 5%
合計	3, 289	1,641	2, 178	1,063	5, 467	2,704		16.8%		11.0%		27.8%

[※]メタボリックシンドローム非該当者とは、健康である者、血液検査ができなかった等の理由で健診項目が欠けていた者である。

2 保健指導

(1) 実施方法

指定医療機関及び外部委託で実施。

(2) 保健指導の実績(平成26年度は速報値)

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	動機づけ支援(人)	2, 141	2, 304	2, 328	2, 309	2, 321
利用券 交付者	積極的支援 (人)	1, 053	1, 059	1,012	1,001	973
	計	3, 194	3, 363	3, 340	3, 310	3, 294
	動機づけ支援(人)	350	539	649	629	553
保健指導 終了者	積極的支援 (人)	78	103	187	137	168
77 1	計	428	642	836	766	721
	動機づけ支援	16.3%	23.4%	27. 9%	27. 2%	23.8%
利用券交付 者の実施率	積極的支援	7.4%	9. 7%	18.5%	13. 7%	17.3%
	全体	13.4%	19.1%	25.0%	23. 1%	21.9%

第8 保健事業

被保険者の健康保持増進を図るため、平成 25 年度までは夏期保養施設を開設していたが、事業内容を見直し、平成 26 年度から夏期保養施設事業を廃止し、「かんぽの宿」の利用に伴う宿泊費軽減事業を実施している。

(1) 事業概要

日本郵政株式会社が所管する「かんぽの宿」と利用提携し、北区国民健康保険被保険者及び北区から後期高齢者医療被保険者証の交付を受けている者が、1名1泊あたり500円引きで利用することができる。

(2)「かんぽの宿」利用提携の状況

場所	全国66か所(平成26年4月1日現在)						
割引適用期間	通年(割引除外日を除く)						
割引除外日	ゴールデンウィーク、夏季、年末年始、各施設の定める割引除外日、指定プラン等						
利用可能人数	北区の「国民健康保険証」または「後期高齢者医療被保険者証」を 提示することにより、本人と同伴の方3名の計4名まで利用可						

(3) 平成26年度利用状况 利用実績 30名

【参考(平成25年度まで)】夏期保養施設別・年度別利用状況

		延	べ利用者	針数 (人	.)	部屋(の稼働率 (%)	
		大人	子供	幼児	計	延べ利用 部屋数(室)	延べ利用可能 部屋数(室)	
	21 年度	568	198	82	848	241	372	64. 78
海の家	22 年度	401	204	70	675	192	360	53. 33
民宿「半左ヱ門」	23 年度	293	77	34	404	111	432	25. 69
千葉県 岩井海岸	24 年度	299	28	12	339	92	150	61.33
	25 年度	301	26	20	347	96	150	64.00
	21 年度	215	26	7	248	71	92	77. 17
山の家	22 年度	170	25	2	197	61	92	66. 30
秀水園	23 年度	161	29	14	204	63	92	68. 48
群馬県 伊香保温泉	24 年度	111	26	10	147	44	60	73. 33
	25 年度	170	22	6	198	57	60	95.00
	21 年度	251	13	2	266	88	92	95.65
山の家 辰巳館 群馬県 上牧温泉 (※24 年度廃止)	22 年度	253	17	6	276	84	92	91. 30
	23 年度	239	19	3	261	86	92	93. 48
	24 年度	177	9	4	190	59	60	98. 33
	25 年度	_	_	_	_	_	_	-

第9 趣旨普及

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、被保険者に国民健康保険制度の趣旨を普及した。

1 区報(北区ニュース)

掲載号	タイトル
4月1日	◆ 平成 26 年度国民健康保険料の計算方法が決定しました ◆ 平成23年度からの経過措置が終了し、25年度から新たな減額措置を行っています ◆ 保険料納入通知書及び納付書は6月中旬に郵送します
4月10日	◆ 国民健康保険料休日納付相談
4月20日	◆ 国保保養施設事業をリニューアルしました◆ 保険証の返却 (医療費の返還)◆ 平成25年度国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の完納のお願い
5月1日	◆ 特定健康診査等
5月20日	◆ 精神医療給付金◆ 結核医療給付金
6月1日	◆ 国民健康保険料納入通知書及び納付書をお送りします ◆ 倒産・解雇などによる離職者の方は国民健康保険料が減額されます
6月20日	◆ 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付 ◆ 口座振替のおすすめ
7月10日	◆ 新しい国民健康保険高齢受給者証をお送りします ◆ 国保と交通事故~国保で治療を受けるとき~
7月20日	◆ 平成26年度特定保健指導が始まりました
8月20日	◆ 医療費の減免~医療費がどうしても支払えないとき~
9月10日	◆ 国民健康保険料休日納付相談
9月20日	◆ 国民健康保険の医療費のお知らせを世帯主の方に9月下旬頃にお送りします
10月10日	◆ 国民健康保険料納付書をお送りします

10月20日	 ◆ 国民健康保険料休日納付相談 ◆ 国民健康保険加入・喪失の届出は「14日以内に」 ◆ 出産育児一時金の支給 ◆ 葬祭費の支給 ◆ ジェネリック医薬品個別差額通知を送付します ◆ 口座振替のおすすめ
11月1日	◆ 便利なコンビニ納付がご利用いただけます
11月20日	◆ 年末ワンストップ納付相談
12月20日	◆ 高額医療・高額介護合算制度◆ 高額療養費の支給◆ 高額療養費の自己負担限度額の特例◆「口座振替済のお知らせ」をお送りしました
1月20日	◆ 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料は税控除の対象になります
2月20日	◆ ジェネリック医薬品個別差額通知を送付します◆ 療養費の支給◆ 保険料は納期限内にお納めください
3月1日	◆ ワンストップ納付相談「税・保険料などの臨時の納付相談窓口を開設します」 ◆ 国民健康保険加入・喪失の届出は「14日以内」に
3月10日	◆ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納め忘れはありませんか ◆ 国民健康保険料休日納付相談
3月20日	◆ 国民健康保険の医療費のお知らせを3月下旬に被保険者の方にお送りします

2 国保だより

	発行年月日	作成部数	内容
109 号	平成 26 年 6 月	71,000	平成 26 年度国民健康保険料が決定しました/通知書の見方/保険料の新たな減額措置について/非自発的失業者の保険料軽減制度/高齢受給者証一部負担割合の見直しについて/国保を脱退するとき/「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について/後発医薬品(ジェネリック医薬品)について/国民健康保険料を滞納すると/保険料の納付には便利な口座振替(自動払込)をご利用ください
110 号	平成 26 年 10 月	35, 000	平成26年度10月期分から3月期分までの保険料の納付書をお送りします/国保を脱退するとき/国民健康保険料は税控除の対象になります/保険料の納付には便利な口座振替(自動振込)をご利用ください/国民健康保険料を滞納すると/75歳の誕生日当日から健康保険が変わります/70歳未満の方の高額療養費制度が変わります

3 国保のしおり

83,000部作成 全世帯配布

4 ジェネリック医薬品希望カード

78,000部作成 全世帯配布

5 外国語版国保のしおり

4,000部作成 (日本語・英語・中国語・ハングルの4言語併記) 窓口配布

第10 北区国民健康保険事業の歩み

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
昭 和 33	12月 ▼新国民健康保険法制定(昭和 34.1.1施行)		
34	10月 ▼特別区国民健康保険事業調整 条例制定 11月 ▼北区国民健康保険条例制定 12月 ▼北区国民健康保険運営協議会 規則制定 ▼特別区、一斉に国民健康保険 事業開始	12月 ▼特別区国保発足 世帯主7割、世帯員5割(法定給付は、 世帯主5割、世帯員5割) ▼助産費1,500円 ▼葬祭費2,500円	12月 ▼保険料 均等割額 600円 所得割率 前年度区民税額 の 95/100 賦課限度額 50,000円
35	10月 ▼都民皆保険達成		
36	4月 ▼国民皆保険達成		
37		12月 ▼助産費改定 2,000円	
38	8月 ▼老人福祉法施行	4月 ▼結核予防法第 34 条・35 条及び精神衛生 法第 29 条適用医療 10 割給付 10 月 ▼給付率改定 法定給付世帯主 7割	4月 ▼保険料改定 均等割額 500円(38年度 限り)
39		4月 ▼助産費改定 3,000円 ▼葬祭費改定 3,000円	
40		1月 ▼保険給付率改定 世帯員 7割	
41		P-11754 1 117	4月 ▼保険料所得割額の賦課対象 を区民税額から住民税額に 変更 10月 ▼保険料改定所得割率 112/100
42	4月 ▼日本に永住を許可された大韓 民国国民又は外国人世帯に属 する日本人を被保険者とする		4月 ▼保険料所得割額の算定にあ たり退職所得に係る住民税 額を除外
43		1月 ▼保険給付率改定 法定給付 世帯員 7割 4月 ▼育児手当金の新設 2,000円	
44	12月 ▼都の老人医療費支給制度福の 実施(70歳以上の医療費無料 化)	8月 ▼精神衛生法第 32 条適用医療 10 割給付 9月 ▼助産費改定 10,000円	
45		4月 ▼葬祭費改定 5,000円	
48	1月 ▼特別区、外国人登録原 票に登録されている外国人に 国保適用 ▼国の老人医療費支給制度寿の 実施(70歳以上の医療費無料 化) 7月 ▼都の老人医療福の対象年齢を 65歳以上に引き下げ 10月 ▼国の老人医療寿適用拡大	12月 ▼高額療養費制度を任意給付 として新設 一部負担金限度額 30,000円(昭和 50.10 まで経過措置)	

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
49		4月 ▼助産費改定 20,000円 ▼葬祭費改定 10,000円	10月 ▼保険料改定 賦課限度額 80,000円 (49 年度のみ 65,000円)
50		10月 ▼高額療養費支給制度を任意給付から法 定給付とする	
51		4月 ▼助産費改定 40,000 円 8月 ▼高額療養制度一部負担金限度額改定 39,000 円	4月 ▼保険料改定 均等割額 2,400円 賦課限度額 120,000円
52	10月 ▼北区高額療養費貸付制度発足		4月 ▼保険料の訪問徴収制を廃止 し、自主納付に変更
53		4月 ▼助産費改定 60,000円 ▼葬祭費改定 20,000円	4月 ▼保険料改定 均等割額 4,800円 賦課限度額 170,000円
54		10月 ▼助産費の併給禁止	
55	4月 ▼特別区責任収納率設定 現年分 91% 滞納繰越分 38%	4月 ▼助産費改定 80,000円 ▼葬祭費改定 30,000円	4月 ▼保険料改定 均等割額 6,000円 所得割率 122/100 賦課限度額 220,000円
56			4月 ▼保険料改定 均等割額 8,400円 所得割率 118/100 賦課限度額 240,000円
57	8月 ▼老人保健法公布 (昭和 58. 2. 1 施行)	4月 ▼助産費改定 100,000円	4月 ▼所得割の賦課標準を前年度 住民税額から当該年度住民 税額へ変更
57		9月 ▼高額療養費一部負担金限度額改定 45,000円(非課税世帯及び寿対象者は 39,000円据置)	4月 ▼保険料改定 均等割額 9,000円 所得割率 107/100 賦課限度額 260,000円
58	2月 ▼老人保健法施行 ▼国の老人医費支給制度寿を廃 止	1月 ▼高額療養費一部負担金限度額改定 51,000円(非課税世帯及び寿対象者は 39,000円に据置)	
59		10月 ▼退職者医療制度発足 ▼特例療養費・特定療養費新設 ▼高額医療費・世帯合算制度新設(同一世帯で30,000円を超える者が複数いた場合、一部負担金限度額51,000円、非課税世帯30,000円) ▼高額医療費・多数該当制度新設(一部負担金限度額30,000円、非課税世帯21,000円) ▼高額療養費一部負担金限度額改定非課税世帯30,000円	4月 ▼保険料改定 賦課限度額 280,000円
60			4月 ▼保険料改定 賦課限度額 310,000円
61	4月 ▼全市区町村で外国人の国保の 適用開始	4月 ▼助産費改定 130,000円 ▼葬祭費改定 50,000円 5月 ▼高額療養費―部負担金限度額改定 54,000円 (非課税世帯据置)	4月 ▼保険料改定 均等割額 12,000円 賦課限度額 350,000円

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
62	1月 ▼老人医療一部負担金の改定 入院 400 円/日 (期限なし) 外来 800 円/月 非課税世帯の入院について は 2 か月を限度として 300 円 /日、その後無料 3 月 ▼法改正 悪質滞納者への被保険者資 格証明書の発行及び給付の 一時差し止め可能		4月 ▼保険料改定 賦課限度額 370,000円
63	6月 ▼保険基盤安定制度創設(暫定)		4月 ▼保険料改定 賦課限度額 390,000円
平成元		6月 ▼高額療養費―部負担限度額改定 57,000円(非課税世帯 31,800円) 多数該当4回目から33,000円(非課税 世帯22,200円)	4月 ▼保険料改定 均等割額 14,400円 賦課限度額 400,000円
2	6月 ▼保険基盤安定制度の確立		4月 ▼保険料改定 賦課限度額 420,000円
3		5月 ▼高額療養費一部負担限度額改定 60,000円(非課税世帯 33,600円) 多数該当4回目から34,800円(非課税 世帯23,400円)	
4	1月 ▼老人医療一部負担金の改定 入院 600 円/日 (期限なし) 外来 900 円/月 非課税世帯の入院について は 2 か月を限度として 300 円	4月 ▼助産費改定 240,000円	4月 ▼保険料改定 均等割額 16,800円 賦課限度額 440,000円
5	4月 ▼老人医療一部負担金の改定 入院 700 円/日(期限なし) 外来 1,000 円/月	5月 ▼高額療養費―部負担限度額改定 63,000円(非課税世帯 35,400円) 多数該当4回目から37,200円 (非課 税世帯 24,600円)	4月 ▼保険料改定 賦課限度額 460,000円
6		10月 ▼入院時食事療養費の新設 ▼訪問看護療養費制度の新設 ▼出産育児一時金の新設(助産費と育児手 当金を統合) 300,000円 ▼移送費新設	4月 ▼保険料改定 均等割額 15,900円(6年度に限る) 所得割率 133.7/100(6年 度に限る) 賦課限度額 500,000円
7	4月 ▼老人医療一部負担金の改定 外来 1,010円/月	7月 ▼結核・精神医療給付金の新設(公費負担 医療を保険優先へ移行)	4月 ▼保険料改定 均等割額 16,800円 所得割率 119/100
8	4月 ▼老人医療一部負担金の改定 入院 710 円/日 外来 1,020 円/月	6月 ▼高額療養費一部負担限度額改定 63,600円(非課税世帯 35,400円据置) 10月 ▼入院時食事療養費の標準負担額の改定	4月 ▼保険料改定 均等割額 19,500円 所得割率 155/100 賦課限度額 520,000円
9	4月 ▼老人医療一部負担金の改定 入院 1,000 円/日 非課税世帯の入院 500 円/日 (限度撤廃) 外来 同一医療機関ごとに 500 円/日 (月 4 回を限度)	4月 ▼葬祭費改定 60,000円 9月 ▼外来薬剤一部負担金新設	4月 ▼保険料改定 均等割額 22,500円 所得割率 162/100

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
10	4月 ▼老人医療一部負担金の改定 入院 1,100円/日(入院のみ)、 低所得者は据置	4月 ▼出産育児一時金改定 350,000円 ▼葬祭費改定 70,000円	4月 ▼保険料改定 均等割額 26,100円 所得割率 187/100 賦課限度額 530,000円
11	4月 ▼老人医療一部負担金の改定 入院 1,200 円/日 外来 同一医療機関ごとに 530 円/日 (月 4 回を限度)、 低所得者は据置 7月 ▼老人医療対象者の薬剤一部負 担金軽減		
12	4月 ▼特別区国民健康保険事業調整 条例廃止(都区制度改革により、特別区国保事業調整に関する共通基準により定めることとなる) ▼法改正により、資格証明書発行の義務化 ▼介護保険法施行 ▼保険料(介護分)の新設		4月 ▼医療分改定 所得割率 194/100 ▼介護納付金賦課額分保険料 (40歳~65歳未満被保険 者) 均等割額 7,200円 所得割率 21/100 賦課限度額 70,000円
13	1月 ▼老人医療一部負担金の改定 入院医療費の1割(上限額有) 外来 病院:医療費の定率1割(上限額有) 診療所:医療費の1割(上限額有) 又は800円/日(月4回限度) ▼老人医療外薬剤一部負担金の廃止 ▼老人医療高額医療費の新設 一般 37,200円 非課税世帯 24,600円 非課税世帯の老齢福祉年金 受給者 15,000円 長期特定疾病 10,000円	1月 ▼高額療養費一部負担限度額改定 上位所得者(新設) 121,800円+(医療費-609,000円)×1%、 多数該当の4回目から70,800円 一般 63,600円+(医療費-318,000円)×1%、 多数該当の4回目からは37,200円 非課税世帯 多数該当の4回目からは24,600円 ▼入院時食事療養費の標準負担額の改定 一般 780円/日 ▼海外療養費の新設	4月 ▼医療分改定 均等割額 27,300円 ▼介護分改定 均等割額 8,100円 所得割率 27/100

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
14	4月 ▼老人医療一部負担金の改定 病院:外来医療費の定率1割 (病床数により月額上限異 なる) 診療所:外来医療費の1割(上 限額有)又は850円/日(月4回限度) 10月 ▼医療制度改革 老人医療対象年齢の段階的 引き上げ ▼高齢受給者証の新設 老人医療1割(一定以上所得 者2割) ▼外来の診療所定額制度廃止	4月 ▼出産育児一時金委任払い制度新設(区内医療機関での出産の場合) 10月 ▼一般被保険者・退職被保険者等一部負担金の改定3歳未満2割3歳~69歳3割(退職者本人は従前どおり) 70歳以上1割(「一定以上所得者」は2割) ▼高額療養費一部負担限度額改定上位所得者139,800円+(医療費-699,000円)×1%、多数該当の4回目からは77,700円一般72,300円+(医療費-361,500円)×1%、多数該当の4回目からは40,200円で以上(老人医療該当者を除く)の高額療養費自己負担額新設外来(個人単位)一定以上所得者40,200円低所得者I・II8,000円、入院+外来(世帯単位)一定以上所得者72,300円+(医療費-361,500円)×1%多数該当の4回目からは40,200円、分院+外来(世帯単位)一定以上所得者72,300円+(医療費-361,500円)×1%多数該当の4回目からは40,200円、低所得II24,600円、低所得II24,600円、低所得者II24,600円	4月 ▼介護分改定 均等割額 7,800円 所得割率 26/100
15	4月 ▼被保険者証ひとり1枚の カード様式に変更	4月 ▼退職被保険者等一部負担金の改定 3歳~69歳 3割 ▼外来薬剤一部負担金の廃止 ▼特例療養費の廃止 ▼高額療養費自己負担限度額改定 上位所得者 139,800円+(医療費-466,000)×1%、 多数該当の4回目からは77,700円 一般 72,300円+(医療費-241,000円)×1%、 多数該当の4回目からは40,200円 ▼結核・精神医療給付金の給付対象が区民税非課税の者に限定 20歳以上 本人非課税 20歳未満 世帯主非課税	4月 ▼医療分改定 均等割額 29,400円 所得割率 204/100 ▼介護分改定 均等割額 9,000円 所得割率 32/100

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
16		4月 ▼出産育児一時金委任払い制度拡充 (区内医療機関から都内医療機関へ)	4月 ▼医療分改定 均等割額 30,200円 所得割率 208/100 ▼介護分改定 均等割額 10,800円 所得割率 40/100 賦課限度額 80,000円
17			4月 ▼医療分改定 均等割額 32,100円 ▼介護分改定 均等割額 12,000円 所得割率 49/100
18		10月 ▼70歳以上の「一定以上所得者」の一部負担金改定 3割 ▼高額療養費自己負担限度額改定 70歳未満の課税世帯 80,100円+(医療費267,000)×1% 上位所得者世帯 150,000円+(医療費-500,000)×1% 70歳以上の一般 外来・入院(世帯単位)44,400円 現役並み所得者 外来 44,400円 外来・入院(世帯単位)80,100円+(医療費-267,000円)×1% ▼人工透析を要する70歳未満の上位所得者の自己負担限度額を20,000円に改定 ▼特定療養費を廃止し、保険外併用療養費を新設入院時生活療養費新設	4月 ▼医療分改定 均等割額 33,300円 所得割率 182/100 ▼介護分改定 均等割額 12,000円 所得割率 47/100
19		4月 ▼70 歳未満被保険者の入院に係る高額療養費現物給付化(「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の新設) ▼出産育児一時金の受取代理制度の開始(従来の受領委任払制度を拡充)	4月 ▼医療分改定 均等割額 35,100円 所得割率 124/100 ▼介護分改定 所得割率 30/100 賦課限度額 90,000円

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
20	4月 ▼医療制度改革 「高齢者の医療の確保に関する法律の改正」 「後期高齢者医療制度の創設」 「老人保健制度の廃止」 「前期高齢者財政調整制度 開始」 「退職者医療制度の廃止(平成26年度まで間における65歳未満の退職被保険入者が65歳になるまで存続)」 「特定健康診査・特定保健指導の実施」 「後期高齢者支援金等賦課額分の保険料新設(支援金分)」	4月 ▼高額医療・高額介護合算療養費の創設 ▼70歳以上(一般所得者)の一部負担金改定 2割 (ただし、特例措置により1割に据置) ▼70歳以上(一般所得者)の自己負担限度額改定入院62,100円外来(個人ごと)24,600円(ただし、附則で読み替え、据置) ▼一部負担金の改定3歳未満2割から義務教育就学前2割へ対象者拡大 ▼療養病床に入院する65~69歳の被保険者の食費・居住費の見直し一般食費460円居住費1日320円非課税世帯食費210円居住費1日320円	4月 ▼医療分改定 均等割額 28,800円 所得割率 90/100 賦課限度額 470,000円 ▼介護分改定 均等割額 11,100円 所得割率 23/100 ▼後期高齢者支援金等賦課額 均等割額 8,100円 所得割率 27/100 賦課限度額 120,000円
21		 ▼出産育児一時金改定 380,000 円 10 月 ▼出産育児一時金改定 420,000 円 ▼出産一時金等の医療機関等への直接支払制度開始 	4月 ▼医療分改定 均等割額 27,600円 所得割率 68/100 賦課限度額 470,000円 ▼後期高齢者支援金分改定 均等割額 9,600円 所得割率 26/100 賦課限度額 120,000円 ▼介護分改定 均等割額 11,100円 所得割率 20/100 10月 ▼年金からの保険料差引開始 (65歳~74歳の一部)
22		4月 ▼非自発的軽減措置制度(給与所得を 30/100にみなして高額療養費・高額介 護合算療養費を判定)	4月 ▼医療分改定 均等割額 31,200円 所得割率 80/100 賦課限度額 510,000円 ▼後期高齢者支援金分改定 均等割額 8,700円 所得割率 23/100 賦課限度額 130,000円 ▼介護分改定 均等割額 12,000円 所得割率 19/100 賦課限度額 100,000円 ▼非自発的軽減措置制度 (給与所得を30/100にみなして保険料を算定)

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
23			4月 ▼保険料計算方式を住民税方式から旧ただし書き方式に変更 ▼医療分改定均等割額 31,200円所得割率 6.13%賦課限度額 510,000円▼後期高齢者支援金分改定均等割額 8,700円所得割率 1.96%賦課限度額 140,000円▼介護分改定均等割額 13,200円所得割率 1.51%賦課限度額 120,000円▼保険料計算方式の変更に伴い激変緩和措置を 2 年間に限って一部に導入
24	7月 ▼外国人に対する国保の被保険 者資格要件変更	4月 ▼70 歳未満被保険者の外来に係る高額療養費現物給付化(「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の適用)	4月 ▼医療分改定 均等割額 30,000円 所得割率 6.28% 賦課限度額 510,000円 ▼後期高齢者支援金分改定 均等割額 10,200円 所得割率 2.23% 賦課限度額 140,000円 ▼介護分改定 均等割額 14,100円 所得割率 1.64% 賦課限度額 120,000円
25			4月 ▼医療分改定 均等割額 30,600円 所得割率 6.02% 賦課限度額 510,000円 ▼後期高齢者支援金分改定 均等割額 10,800円 所得割率 2.34% 賦課限度額 140,000円 ▼介護分改定 均等割額 15,000円 所得割率 1.76% 賦課限度額 120,000円 ▼保険料計算方式の変更に伴う激変緩和措置の終了に伴い、住民税非課税者に対し新たな減額措置を 2 年間実施する。

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
26		4月 ▼70歳以上(一般所得者)の一部負担金軽減特例措置の終了新70歳~ 2割(ただし、既70歳の者は1割に据置) ▼高額療養費自己負担限度額等改定70歳以上(一般所得者)附則上の扱いを本則上も同額に改定入院44,400円外来(個人ごと)12,000円 1月 ▼高額療養費自己負担限度額等改定70歳未満所得区分を3→5区分に変更ア252,600円+(医療費-842,000)×1%イ167,400円+(医療費-558,000)×1%ウ80,100円+(医療費-267,000)×1%エ57,600円オ35,400円	4月 ▼医療分改定 均等割額 32,400円 所得割率 6.30% 賦課限度額 510,000円 ▼後期高齢者支援金分改定 均等割額 10,800円 所得割率 2.17% 賦課限度額 160,000円 ▼介護分改定 均等割額 15,300円 所得割率 1.81% 賦課限度額 140,000円 ▼保険料均等割額の減額 (減額賦課) 5割、2割の対象拡充

北区の国保 平成 27 年度(平成 26 年度実績) 平成 27 年 10 月発行

刊行物登録番号 27 - 1 - 065

<発行> 東京都北区区民部国保年金課 東京都北区王子本町一丁目 15番 22号 電話 3908-1130(ダイヤルイン)